

明治三十九年 手洗鉢 石 造 高二尺八寸 長四尺一寸 巾二尺二寸 八〇〇〇 全

愛知郡葉枝見村大字普光寺鎮座

村 社 廣 濱 神 社

一 祭神

菅原道真公

一 社歴

當社御鎮座の地は神崎郡神崎郷稻葉莊にして往昔聖武天皇天平年中此地に一字を創建せられ普光寺と號し官寺と爲らる光仁天皇寶龜元年傳燈大法師位慈雲を當寺の講師と爲らる當時坊舎葺を並べて隆盛を極むと云 其後醍醐天皇延喜六年天台座主僧正尊意天滿宮の祠を寺内に建立して法會を執行せらる是當社創立の始なり中世以降當寺は廢頽して舊蹟は普光寺村となる村民等天滿宮を氏神と崇敬して祭祀す 後奈良天皇天文七年近江守護佐々貴禪正少弼定頼社殿を改造し祭祀料の地を寄附爲らる以降元龜天正の兵亂に社頭衰頽せるも氏子信徒協力して春秋の祭祀を務め社頭を維持せしに由り變遷する事無し明治維新の制に天滿宮を廣濱神社と改稱せらる明治九年十月村社に制定

せらる同二十九年三月稻葉莊今葉枝見村を愛知川以並なるに由り愛知郡に附屬す同四十二年神饌幣帛料供進の神社に制定せらる

一、設 備

建築年月日	種類	構 造	建 坪	建築價格	所 在 地
不	詳 社 殿	八幡造リ檜材屋根檜皮葺	五 坪	不 詳	大字普光寺 大字大林四百三十番地
明治十一年四月	拜 殿	入母屋造檜杉松混材屋根瓦葺	九 坪	千五百圓	全
不	詳 玉 垣	檜材屋根瓦葺	高五尺 延廿二間	不 詳	全
不	詳 神輿庫	平屋造リ檜松杉混材屋根瓦葺	七 坪	不 詳	全
不	詳 鳥 居	島木造リ横材	高三間 中二間半	不 詳	全
明治四十二年	廻 廊	平屋造リ檜材屋根瓦葺	四坪五合	二百圓	全
不	詳 建 家	平屋造リ松杉材屋根瓦葺	六 坪	不 詳	大字全上字増家七四七番地

葉枝見村大字普光寺鎮座

村社廣濱神社

一、資産

郷村社地 一反四畝二步

田 六反二畝〇五步 地價 二百三十八圓五十錢

畑 一畝五步 全 四圓二十二錢

宅 二十八步 全 四圓五十三錢

滋賀縣農行 銀行債券 百五十圓

郵便貯金 百三十五圓六十二錢九厘

手元現金 六十四錢九厘

葉枝見村大字本庄鎮座

村社久留美神社

大山咋命、鴨玉依姬命

一社格

明治九年十月村社に制定せらる

一社歴

桓武天皇の御宇延暦年中山王七社の御神を勸請し當庄の氏神と奉神輿又七基あり社堂二ヶ所二峯堂鏡堂伽藍堂大門あり其境内五町餘歩にして本庄村東南の方に當り昔栗田郡に九里四方を覆ふ栗の大木あり此の木の末葉を見ず此の所にて末葉を見るこて栗見の庄と號く當氏神は栗見の庄の根元なり故に本庄と號し當庄は山門千僧供養の地行所にて元歷年中山門白井法橋幸明代官として天文永錄年中迄其末弟孫流し社僧別當竹中妙觀院前田空勝院今堀台藏院比叡より當庄へ下向神事を守護せらる然るに淺井備前守家老山崎甲斐守本庄將監と合戰の砌右三院を攻落し剩へ二峯堂迄燒拂ふ其時二宮十禪師の御二柱と御神輿二基を鏡堂に隱し其儘當本庄に齋き奉り他の五社の御神及御神輿は他の村々に隱し祀れり此に天文十三年七月霖雨の爲め愛知川の流域變史し當本庄を貫流せり此の時に於て社地の南部過半流失し其殘留の社地に檜松杉の大樹繁茂しありしも爾來年々枯死し今漸く一樹の大杉(俗に之を一本杉といふ)残り其の所を鎮神社堂の跡を丸堂其前を前田其後を堂後と字す此の木は神木として靈驗ありとし昔より例祭五日前に鉦太鼓を打鳴し古宮參りとして氏子中參拜することゝなれり現在の神社は愛知川流域變更の當時今の所に社地を選定したるは延寶二年寅正月十二日なり元錄二年七月朔日社殿再建落成して今に現在す明治二年舊號を廢し久留美神社と號す

一、指 定 明治四十二年十月十三日幣帛供進指定神社と制定せらる

一、設備

建築年月日	種類	構造	建造	坪	建築價額	所在地
元錄二年七月朔日	社殿	八幡造檜材屋根 檜皮葺		九〇 <small>坪</small>	不詳	大字本庄宮脇 二五一六番地
不詳	拜殿	入母屋作檜松材 瓦葺		一〇、五	不詳	全
明治三十一年二月十六日	寶庫	八幡造檜材瓦葺		二、五	不詳	全
不詳	神輿庫	切妻造檜材瓦葺		二、六	不詳	全
大正四年九月十三日	社務所	入母屋造檜松材 瓦葺		一八、七	三四、二四 <small>圓</small>	全
不詳	雜器庫	平屋切妻造松材 瓦葺		一〇、五	不詳	全
全	廊下	切妻造檜松材檜 皮葺		四、五	不詳	全
全	玉垣	檜材瓦葺	延長二五間四尺	不詳	全	
明治三十一年二月十六日	寶庫	玉垣檜材瓦葺		一九間	不詳	全

明治四十一年十月九日	水嗽舍	切妻造檜材瓦葺		一、五	不詳	全
明治四十一年七月八日	鳥居	鳥木造石材	柱真々二丈二尺 五寸 高サ二丈五尺	不詳	全	
明治四十一年九月二十五日	社標石	造	柱真經一尺三寸 五寸 高サ二丈二尺五寸	不詳	全	
一、氏子數	一百六十戸					
社地	三段一畝十七步					

葉枝見村大字三ツ谷鎮座

村社 豊田神社

一祭神

宇迦御魂命
相殿

倉稻魂命、綾戸姫命

一社歴

一、當社は愛知郡葉枝見村大字三ツ谷字孫田に無格社として鎮座の處明治四拾二年五

月十七日本縣の許可を得て本殿へ合祀明治九年十月村社に列せられ尙又明治四十一年四月二十九日神饌幣帛料供進を受くべき神社に指定せられたり

一、設備

建物種類	建物の部	造	建坪數
社殿	八幡造檜材屋根檜皮葺		三坪
拜殿	入母屋造檜材屋根瓦葺		九坪
渡殿	唐破風造檜材屋根檜皮葺		六坪
社務所	入母屋造檜松杉混合材屋根瓦葺		拾八坪八合
鳥居	石造島木造		柱真々貳間五尺五寸高サ二間三尺
雜具庫	入母屋造杉松混合材屋根瓦葺		五坪
神輿庫	土藏造檜松混合材屋根瓦葺		六坪
境内神社	八幡造檜材屋根瓦葺		二合九勺
志貴神社	全上 屋根檜皮葺		八勺
全上	檜材屋根瓦葺		延長貳拾五間高サ五尺
皇太神社			
玉垣			

水 嗽 舍

入母屋造檜材屋根瓦葺

壹坪七勺

氏 子

葉枝見村大字三ッ谷

氏子戸數

百〇五戸

社 地

一反七畝〇八步

社有財産

土 地

一町四反貳畝拾六步

地價 三百〇八圓七拾錢

公 債

一千貳百五拾圓也

郵便貯金

貳百七拾參圓〇九錢壹厘

葉枝見村大字田附鎮座

村 社 八 幡 神 社

一 祭 神

應神天皇

相 殿

高皇產靈神

一 社 歷

夫れ當社は栗見五社の第二座にして(近江輿地誌略、淡海温故録、淡海記、淡海國木間攬)昔淳和天皇第二の皇子房

明親王仁明天皇承和十二年（近江輿地誌略、淡海淵故録、淡海記、淡海國木間撰、近江名跡案内記）の秋罪ありて近江國愛知郡薩摩村に配流せられ後栗見莊田村に移りて姓を田付氏と稱し當社の祠官となり給ひ子孫其職を世襲す親王の御廟は土葬司と稱して今尙當地に存すと

鎮座の處明治四十二年二月四日許可を得て本社に合祀又全年十月十三日神饌幣帛料供進を受くべき神社に指定せられたり

古文書（若宮八幡宮由來書）卷物一軸社務所に藏む

夫以淡海國神前郡神前郷栗見莊田付若宮八幡社由來者所祭三柱譽田別尊氣長足比賣尊大仲比賣尊

抑鎮座之發端者人皇三十九代天智天皇駁宇右大臣中臣金連依神告奉齋祀於栗見大宮相殿當初也而後人皇五十三代淳和天皇第二皇子房明親王承和十二乙丑秋九月當地住居之砌親王蒙神敕仍之神人岩屋由紀得親王之沙汰從大宮相殿奉遷座於此地以來稱若宮八幡社則是也故親王岩屋姓易之更賜他付氏後轉田付神社無怠其孫田付太郎景秀以下代々此地領主而祭祀奉行之田付村稱又起之故以當社者栗見大宮之別宮而栗見五社之第二座也武運長久國土安泰之神威也可仰可尊哉右條々神緣記誌之畢

慶長五年孟夏

田付太夫景定所錄之

土葬司

字三十坪にあり反別壹畝三步免稅地なり（社殿より戌亥の方に當り凡そ四丁を隔つ耕地にあり）明治八年三月教部省權

大錄猿渡容盛全十五等出仕大久保忠保滋賀縣社寺專務廣清胤の諸氏出張検査あり

一、設備

建物種類	構築物	造	建坪數
社殿	神明造檜材屋根檜皮葺		九坪
拜殿	入母屋造檜材屋根瓦葺		九坪
社務所	入母屋造檜材松杉混合材屋根瓦葺		拾六坪五合
神輿庫	土藏造檜材屋根瓦葺		八坪
水嗽舍	流レ造檜材屋根瓦葺		壹坪五合
神門	切妻造檜材屋根瓦葺		七合五勺
玉垣	檜材屋根瓦葺		延長廿八間三尺
鳥居	神明造木材		柱真々一丈四尺 高サ一丈七尺

氏子 葉枝見村大字田附、新海ノ二字
戸數 三百七十三戸

崇 敬 者

右は神崎郡栗見莊村字新宮にて明治十年迄は當社の氏子なりしも地理の都合上双方協議の上全字大宮天神社の氏子に編入せしも崇敬心は從來の如し

社 地 參百坪

社有財産

田 地	一反二畝拾五步	地價	金貳拾壹圓八拾七錢
畑 地	二町八反三畝貳拾三步	全	貳百七拾五圓六拾八錢
山 林	一反一畝貳拾步	全	八圓拾七錢
原 野	一反三畝拾壹步	全	貳圓六拾八錢
計	參町貳反壹畝〇九步	全	參百〇八圓四拾錢
公債券	額面貳百圓		
郵便貯金	貳百〇四圓〇〇七厘		

愛知郡葉枝見村大字服部

村 社 三 火 光 神 社

一 祭 神

火産靈神、奥津比古神、奥津比賣神

一 社 歴

當社は醍醐天皇の御宇延喜年間に犬上郡荒神山より勸請し已後本村八の鳥の境内に社殿をしつらひ當村の氏神と尊崇せり明治九年十月村社に列せらる

一、境内神社二社

一 八幡神社 祭神大倭足仲彦尊、譽田別尊

當社は往古より當村屋敷地に座別に二社ありしが寛永年中當境内に遷し合祀して一社に鎮祭せり

一 若宮佐々木神社祭神 少名彥命

當社は往古より當村佐々木太右衛門の屋敷に鎮座ありしを弘化元年八月に當境内に遷座せり

一、設 備

購入又ハ寄付年 月 日	建物種類 構	造 建坪數	時 價	購入又ハ寄付價格	所 在 地
明治二十五年十二月再建	社 殿 切妻造檜材屋根檜皮葺	參坪五合	一千圓	九百八十一圓十一錢五厘	愛知郡葉枝見村大字服部字八ノ鳥第貳百貳番地
享保十一年正月再建	拜 殿 入母屋造檜材屋根瓦葺	拾貳坪	五百圓	不詳	全 上

再建	安永九年八月	神輿庫	切妻造松杉材 屋根瓦葺	九坪參合	參百圓	不詳	全上
再建	明治四年三月	中門	全造檜材屋 根檜皮葺	壹坪參合	百圓	金八拾圓	全上
再建	明治四年三月	透屏	檜材屋根瓦葺	延長拾九 間	貳百圓	圓四拾四錢	全上
全	年	水嗽舍	貳本柱變指造 檜材屋根板葺	九合貳勺	壹百圓	不詳	全上
再建	明治四十三年 四月再建	鳥居	神明造杉材	高貳拾尺 柱真々拾 八尺	貳百 五拾圓	圓五錢	全上
再建	寬政十一年再	境内神社 八幡神社	切妻造檜材屋 根檜皮葺	五合	拾五圓	拾參圓	全上
不詳	全若宮佐 々々木神社 殿	全	全	四合四勺	拾參圓	八圓	全上
再建	明治四十一年 四月	家	切妻造平屋建 松杉材屋根瓦 葺	拾參坪五 合	貳百圓	參百拾七圓 七拾九錢	全第貳百 壹番郡村宅 地

全 上 全附屬廁 全 上 五 合 貳拾圓 金貳拾五圓 參拾錢 全 上

一、資 產

有價證券

記名四分利公債證書額面 金壹千壹百圓也

預金郵便局預 金貳百八拾七圓五拾錢

田 參反九畝五步 地價 金百八拾五圓四拾七錢

畑 貳畝貳拾八步 全 金拾圓六拾四錢

山 林 壹反九畝五步 全 金參拾六圓貳拾五錢

宅 地 壹畝九步 全 金拾七圓五拾五錢

社 地 貳反參畝拾壹步 全

一、氏子總數

七拾八戶

一、指定年月日

明治四拾參年三月十日神饌幣帛料供進の神社に指定せられたり

愛知郡葉枝見村大字上稻葉

村 社 稻 倉 神 社

一、社 格

明治九年十一月廿一日村社となる

神社例規類纂

全	全	全
上	上	上
幟立控柱	燈籠	神門
木	籠石	平屋造檜材瓦葺
造	造	
二	小高一丈一尺一對	、一二
組	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二〇、〇〇〇	全	全

目次

府縣社以下神社の神職に関する件	二〇三
神饌幣帛供進の金額	二〇四
神社財産の登録に関する件	二〇五
同 及管理并會計に関する件	二〇七
官國弊社以下神社神職奉務規則	二二三
神社財産に関する法律	二二四
縣鄉村社神官奉務規則	二二五
神職缺員の場合候補者推薦方の件	二二六
神職々印に関する件	二二七、二六四
神社會計規定適用すべき神社	二二七
神社會計に関する取扱規則	二二七
明細帳訂正方に關する件	二二三
社寺佛堂境内模様替並建物新設改築等の場合申請の件	二二三
祭神本尊社號由緒に誤謬訂正方に關する件	二二三
社寺有公債に所得税を賦せざる件	二二五
縣名制札下渡出願取調條項	二三五
制札建設願取調要項	二三六
縣社以下神職推薦書經由の際意見調査方	二三七
神職任用規則に依り候補者に係る件	二三七
神社筋塀之件	二三六
特別保護建造制札建設の件	二三六
社寺所有土地を土地台帳照合方の件	二二九
神社例祭日に關する件	二二九、二三〇
諸願届書へ住所番地記入方の件	二三〇
神饌幣帛供進の件	二三一
官公吏參向に關する件	二三一
神饌幣帛料供進すべき神社	二三一
神社財産に關する申請書差出方の件	二二三
神社廢合に係る件	二二三

明細帳移動に關する件……………	二三三	神社收支決算報告に關する件…	二四六、二五三
國債登録に關する件……………	二三四	神社昇格運動取締方の件……………	二五一
社寺に於て土地賣買等に關する件…	二三五	郷村社指定の件……………	二五二
郷村社其他申請に關する件……………	二三五	神社寺院佛堂合併地讓與の件……………	二五三
神饌幣帛料供進指定申請に關する件…	二三六	祭日に兒童參拜方の件……………	二五六
神社幣帛料金額制定の件……………	二三九	神社昇格運動取締方の件……………	二五六
神社合祀後財産處分の件……………	二四〇	神社有價證券管理方の件……………	二五九
官國幣社以下神社幣帛供進使服制…	二四〇	神社基本財産台帳設備の件……………	二六一
神職補任に關する件……………	二四二	諸申請屆書に對し副申方の件……………	二六一
大喪第一期中供進使參向せざる件…	二四三	申請又は屆書進達の際町村長の副申を要するもの……………	二六二、二六六
大喪中全期間供進使參向せざる件…	二四三	祭典時間勵行の件……………	二六四
祈年新嘗兩祭々典日に關する件……………	二四四	神社祭日一覽表……………	二六五
大喪中官國幣社以下神社祭典の件…	二四五	無格社神社調……………	二六七
神社財産處分に係る件……………	二四五	特別保護建造物……………	二七〇
軍籍に在る神職の召集せられたる者に對する取扱方の件……………	二四六	神社會計其他革新方の件……………	二七一
特別保護建造物及國寶取締の件……………	二四七	神職打合會提示事項……………	二八一
神社境内取締に關する件……………	二四七	神職打合會提示事項目次……………	二八七

△府縣社以下神社の神職に關する件(明治二十七年二月勅令第二十二號)

朕府縣社以下神社の神職に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

第一條 府社縣社及郷社に左の神職を置く

- 社 司 一人
- 社 掌 若干人

社掌の員數は社司及氏子總代又は崇敬者總代之を議定し(以下十九字省略)府縣知事の認可の認可を受くべし

第二條 村社以下神社に左の神職を置く

- 社 掌 若干人

社掌の員數は氏子總代又は崇敬者總代之を議定し(以下十九字省略)府縣知事の認可を受くべし

第三條 社司は社掌を指揮して神明に奉仕し祭祀を掌り庶務を管理す

第四條 府社縣社及郷社の社掌は社司の命を承けて神明に奉仕し祭祀及庶務に従事す

第五條 村社以下神社の社掌は神明に奉仕し祭祀を掌り庶務を管理す

第六條 社司及社掌は(以下十九字省略)府縣知事に於て氏子總代又は崇敬者總代の推薦したる候補者中より之を補す但し氏子總代若は崇敬者總代に於て候補者を推薦せざるるとき又は推薦再回到及ふも候補者其の任に適せずと認めたるときは(以下十九字省略)

府縣知事に於て適任者を舉げて其の職に補すべし
候補者の資格及推薦に關する規則は内務大臣之を定む(以下省略)

第六條ノ二 神社事務の掌理に付ては府縣社の社司は(以下十九字省略)府縣知事(以下八字省略)郷社の社司及村社以下神社の社掌は(以下十九字省略)府縣知事(以下三字省略)郡長の指揮監督を承くるものとす

第七條 社司及社掌は判任官の待遇とす

第八條 社司社掌の服務及懲戒に關する規則は内務大臣之を定む(以下省略)

附 則

第九條 本令施行の際祠官たる者は社司に祠掌たるものは社掌に補せられたるものと看做す

△神饌幣帛供進の金額

社 格	合 金 額	神 饌 料	幣 帛 料
府 縣 社	一社ニ付金八圓	金 參 圓	金 五 圓
郷 社	全 金六圓	金 貳 圓	金 四 圓
村 社	全 金四圓	金 壹 圓	金 參 圓

内 譯

新嘗祭	府 縣 社	一社ニ付金八圓	金 參 圓	金 五 圓
郷 社	金 六 圓	金 貳 圓	金 四 圓	
村 社	金 四 圓	金 壹 圓	金 參 圓	
例 祭	府 縣 社	金 拾 五 圓	金 五 圓	金 拾 圓
郷 社	金 拾 圓	金 參 圓	金 七 圓	
村 社	金 七 圓	金 貳 圓	金 五 圓	

△神社財産の登録に關する件(明治四十一年七月二十日勅令第四百七十七號)

朕神社の財産の登録に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

第一條 神社財産の登録は神社所在地の地方廳に於て之を爲す

第二條 神社財産を登録する臺帳は神社財産登録臺帳と稱し不動産登録臺帳及寶物登録臺帳の二種とす

神社財産登録臺帳に登録すべき事項は左の如し

- 一、土地は其の所在の郡、市、町村、字、土地の番號、地目、段別又は坪數、境内地、境外地の區別

- 二、社殿及工作物は其所在の郡、市、區、町村、字、土地の番號、地目、段別又は坪數、社殿其の他工作物の種類、若くは名稱又番號あるときは其の名稱又は番號、構造、建坪又は間數、境内地に在るものと境外地に在るものとの區別

三、寶物は名稱、員數、品質、形狀又は寸尺、若し作者又は傳來明かなるときは其作者又は傳來

四、登録の年月日、番號

第三條 神社は不動産又は寶物を取得したるときは三十日以内に登録を申請すべし但し土地及境外地に在る建物に付ては申請前登記を経ることを要す

前項但書に依る登記の爲該期間内に申請を爲すことを得ざる場合に於ては登記の了りたるときより十五日以内に登記を申請すべし

登録事項に變更を生したるとき亦前二項に同じ

第四條 登記を経たる不動産の登録を爲したるときは地方廳は遅滞なく神社財産の登記所に囑託すべし

第五條 神社は神社財産を處分したるとき若くは其の滅失したるとき又は寶物にして其資格を失ひたるときは七日以内に登録の抹消を申請すべし

第六條 登記所に於て裁判所の囑託に依り神社財産の登記ある不動産に付民事訴訟法第七百條第一項第一號又は競賣法第三十三條第一項の登記を爲したるときは遅滞なく神社所在地の地方廳に其の旨を通知すべし

地方廳に於て前項の通知を受けたるときは不動産の登録を抹消すべし

第七條 登記を経たる不動産の登録を抹消したるときは地方廳は遅滞なく神社財産の登

記の抹消を登記所に囑託すべし

附 則

本令は明治四十一年法律第二十三號施行の日より之を施行す

神社は本令施行の際現に所有する不動産及寶物に付本令施行の日より三十日以内に第三條の手續を爲すべし

△神社財産登録及管理并會計に關する件(明治四十一年七月二十日
内務省令第十二號)

神社の財産登録及管理并會計に關する件左の通定む

第一章 登 録

第一條 地方廳に於て保管する神社財産登録臺帳は別記様式に依り調製すべし

第二條 神社に於て登記を経たる不動産の登録を受けんとするときは申請書に登録簿の謄本又は抄本を添付すべし

第二章 管 理

第三條 神社は不動産、寶物其他貴重の書畫什器類は之を臺帳に登載し其の増減變更ありたるときは加除訂正すべし

不動産及寶物を登載する臺帳は神社財産登録臺帳の様式に準し調製すべし

第四條 寶物及貴重品は其の容器又は適當なる箇所に番號票を附し臺帳に其の合番號を記入すべし

第五條 左に掲ぐる事項に付ては地方長官の許可を受くるを要す

一、不動産寶物其他貴重品を買入るゝこと

一、負擔附の寄附を受くること

一、寶物其他貴重品を神社外に持出すこと

第六條 用途指定の寄附金品は其の用途以外に使用又は處分することを得ず

第七條 會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第八條 毎年度收入支出は豫算を定め毎年二月末日までに府縣社は地方長官、郷社以下

の神社は北海道廳支廳長札幌區、函館區、小樽區、旭川區に在ては區長、島司、郡市長、東京市、京都市、大の認可を

受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第九條 收入支出は神職の職名を以て之を執行すべし

第十條 收入支出は帳簿に記入し記入毎に神職檢印を捺すべし

第十一條 支拂は正當なる債主若は其の代理人の受取證書あるに非れば之を行ふことを得ず

第十二條 毎年度收支決算并資金明細書は翌年五月三十一日迄に府縣社は地方長官、郷

社以下の神社は北海道廳支廳長札幌區、函館區、小樽區、旭川區に在ては區長、島司、郡市長、東京市、京都市、大に

報告すべし

第十三條 毎年度社入金の百分の五以上基本財産として積立つべし

第十四條 基本財産は其の神社維持の爲已むを得ざる場合に於て地方長官の認可を受くるに非れば之を費消することを得ず

第十五條 基本財産より生ずる収入は經費に充用することを得。

第十六條 基本財産は國債登錄、公債證書其他の確實なる有價證券と爲すか又は中央金庫、本支金庫、郵便官署、日本銀行に預入るべし

特別の事情あるときは地方長官の認可を得て土地を買入又は前項以外の銀行に預け若は其の他の管理方法に依ることを得

第十七條 有價證券は中央金庫、郵便官署、日本銀行、日本興業銀行に保管を委託すべし

特別の事情あるときは地方長官の認可を得て前項以外の管理方法に依ることを得

第十八條 従前積立たる資金は基本財産に編入すべし但し特別の目的を以て積立たるものは地方長官の認可を得て整理すべし

第十九條 古社寺保存法に依り下附せられたる修理保存費は特別に整理すべし

第二十條 官國幣社の會計に關しては別に定むる所に依る

附 則

本令は明治四十一年十月一日より之を施行す

本令中第三章會計に關する規定は地方長官の指定したる神社に之を適用す

實物の部

郡市區町村大字字番地

社格 何 神社

登録年月日 番号	名稱	員數	品質形狀、寸尺	作者、傳來	備考

備考

一古社寺保存法に依り國寶に指定せられたるときは其の旨備考に記入すべし
 (神社備置の臺帳には品目の頭に「番號」の一欄を設け現品の合番號を記入すべし)
 大正二年四月二十一日内務省令第六號摘錄官國幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、拜觀、寄附金、講社、神札等に關する件

右第十二條 新に境内地を設定し又は從來の境地を擴張せんとするときは左の制限に超

過することを得ず但し特別緣故、土地の狀況等に依り地方長官の認可を受けたるときは此限に在らず

官國幣社 五千坪 府縣社 千五百坪

郷社 千坪 村社 七百坪

招魂社 千五百坪 其ノ他ノ神社五百坪

第十三條 神社に於て其の境内地の設定、増減又は模様替を爲さむとするときは地方長官の認可を受くべし

第十七條 境内地の枯損木竹又は障礙木竹を採取せんとするときは官國幣社并府縣社に在りては地方長官、其の他の神社に在りては郡市長の認可を受くべし

△官國幣社以下神社神職奉務規則(大正二年四月二十一日) (官國幣社以下神社神職奉務規則)

官國幣社以下神社神職奉務規則左の通定め公布の日より施行す

官國幣社以下の神社神職奉務規則

第一條 神職は國家の禮典に則り國家の宗祀に従ふべき職司なるを以て平素國典を修め國體を辨し操行を正しくし其の本務を盡すべし

第二條 祭祀は國家彝倫の標備たるを以て齊肅恭敬を旨とし報本反始の誠意を表すべし

第三條 祭典は制規に據り之を行ひ非常の事故ある場合の外濫に其の次第變更し又は其時間を伸縮すべからず

但し古來の儀式に遵ひ神社慣行の神賑等は適宜之を行ふことを得

第四條 臨時祭を行はんとするときは所轄警察官署に通知し官國幣社に在りては更に地方長官に申報すべし

第五條 神札は氏子又は崇敬者以外の者に之を配授することを得ず

但し其の請求に依り之を授與するを妨げず

第六條 神職は已むを得ざる場合の外其の奉仕する神社所有の市町村内に居住すべし

第七條 神職は社殿及境内の清潔修理に注意し神社の尊嚴を保持するに努むべし

第八條 火災盜難等の豫防に付周到嚴密を期し豫め取締方法を定め常に警戒注意を爲すべし

第九條 神社所藏の寶物、貴重品、古文書等に付ては格護の方法を設け常に之が整理保存に注意すべし

第十條 神職は神社金穀の出納及財産の管理に關し平素其の會計收支を明確にし苟も公私混淆の嫌あるべからず

第十一條 神職は常に境内の樹木に付森嚴なる風致を保つに努め殊に其の所屬山林に付ては保護植栽を懈るべからず

△神社財産に關する法律(明治四十一年三月二十三日 法律第二十三號)

朕帝國議會の協賛を経たる神社財産に關する法律を裁可し茲に之を公布せしむ

第一條 本法に於て神社と稱するは官國幣社府縣社以下の神社を謂ひ財産と稱するは神社の不動産及寶物にして登録を受けたるものを謂ふ

第二條 地方長官の許可を受けずして神社財産を擔保に供し又は處分したるときは之を無効とす神社の負債に付亦同じ

第三條 神社財産を處分する場合に於て其の神社の神職、氏子總代及崇敬者總代は之を取得することを得ず

第四條 神社財産たる境内地、社殿其の他境内地に在る工作物及寶物は之を差押ふることを得ず

第五條 神社の不動産及寶物は地方廳に於て保管する臺帳に登録を受くべし登録に關する事項及登録と不動産登記との關係に付ては勅令を以て之を定む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法は別格官國幣社靖國神社に之を適用す

△縣鄉村社神官奉務規則(明治二十四年七月 縣令第七十六號)

縣鄉村社神官奉務規則

第一條 神官は神明に對し尊崇悃誠を主とし典例に従ひ各其本務を盡すべし

第二條 神官は祭祀の典則舊來の儀式を遵守し決して紛亂すべからず、其社の例祭民俗

因襲の神賑等は適宜行ふことを得

但臨時祭を行はんとするときは所轄警察署又は分署へ届出づべし

第三條 神官は人民の請求に應じ神符神像等を授くるは妨げなしと雖も苟も貪汚の所爲あるべからず

第四條 神官は社殿及其境内を清潔にし修造取締等常に意を注ぎ舊慣を失墜せず汚穢破損に至らしむべからず

第五條 神官は神社所藏の寶物什器及古文書類を監護して散逸せしむべからず如何なる場合と雖も賣却讓與又は質入書入すべからず

第六條 神官は神社所有の財産を管理し金穀を出納すべし

第七條 神官は其管理に係る不動産積立金穀を濫りに賣却讓與又は質入書入すべからず若し不得止必要あるときは氏子又は信徒の協議を経地方廳の許可を受くべし

第八條 神社に委託山林あるときは其栽植伐採其他山林の保護に注意し損害を來すが如何なることならしむるを要す

△神職缺員の場合候補者推薦方の件(明治三十五年二月(明治二十九年一月)内務省令第四號(縣令第一號))

明治三十五年二月内務省令第四號第十三條に依り縣社以下神社に神職の缺員あるとき候補者推薦方の儀は其時々命令せざるを以て缺員を生したる場合は氏子總代に於て三十日以内に其候補者を推薦すべし

△神職々印に關する件(明治三十年五月(告示第五十三號))

縣下以下神職にして其職務上調製すべき書面は職名氏名を彫刻したる職印(寸法曲尺方六分)を押用するも差支なし

△神社會計規定適用すべき神社左の通(明治四十一年九月二十八日(本縣告示第四百二十一號))

明治四十一年七月内務省令第十一號に依り會計に關する規定を適用すべき神社左の通指定す

一、縣社

一、郷社

一、村社 神饌幣帛料の供進指定を受けざる神社を除く

一、保存資金下付せられたる神社

△神社會計に關する取扱規則(明治四十五年二月(本縣訓令第五號))

(内務部、郡市役所、町村役場、縣社、郷社、村社(神饌幣帛料供進)の指定を受けざる神社を除く) 保存資金の下付を受けたる神社

神社會計に關する取扱細則左の通之を定む

神社會計に關する取扱細則

第一章 收入支出

第一條 神社社入金寄附金及財産繰入金等を收入とし一切の經費を支出とし收入支出は

總て豫算に編入すべし但し財産より生ずる収入並同財産に賦課せられたる租税公課及必要なる管理費は財産整理簿に依り別途整理するものとす

第二條 毎年度收支豫算は別記様式に依り調製すべし

第三條 収入の所屬年度は左の區分に依る

- 一、社入金は領收を爲したる日の屬する年度
- 二、寄附金は寄金行爲に定めたる日の屬する年度
- 三、前各號に掲ぐるものを除くの外は總て現金の領收を爲したる日の屬する年度

第四條 支出の所屬年度は左の區分に依る

- 一、俸給報酬給料旅費給與其他の傭人料の類は其の支給すべき事實の生したる日の屬する年度但し別に定まりたる支拂期日あるものは支拂期日の屬する年度
- 二、通信運搬費土木建築修繕費其他物件購入代價の類は契約を爲したる日の屬する年度但し契約に依り定めたる支拂期日あるときは其の支拂期日の屬する年度
- 三、前各號に掲ぐるものを除くの外は總て支拂を爲したる日の屬する年度

第五條 豫算に定めたる各項(第三款各項を除く)金額は總代人の議決を経て彼此流用することを得

第六條 毎年度收入支出金を出納するは翌年度四月二十日限りとす

第七條 會計年度所屬の出納に關する事務は翌年度四月三十日限り完整すべし

第八條 收入ありたるときは其の時々金額目的事由を收納簿に記載すべし

第九條 支拂の受取證書には月日及計算の基礎を詳記せしめ科目並所要の目的を付記すべし

第十條 支拂中過誤拂を發見したるときは年度内に在りては之を支拂ひたる科目に戻入し出納閉鎖後なるときは當該年度基本財産に編入すべし

第十一條 收支決算上剩餘金を生したるときは翌年度に於て基本財産に編入すべし

第十二條 會計年度經過後に至り収入を以て充つるに足らざるときは適當の方法を具し縣社に在りては知事其の他の神社に在りては町村長を経て所轄郡市長に願出て許可を得て處置すべし

第十三條 毎年度收支決算書並資金明細書は別記書式に依り調製すべし

前項收支決算書には認可豫算に對する過不足の説明を付すべし

第二章 神社財産

第十四條 社入金を以て經費(特別の目的を以て積立てたる財産収益は其の特定の經費)を支辨するに足らざるときは當該年度に於ける財産純収益の三分の二以内の額を經費に充つることを得但し特定の目的を有する財産にして未だ當初の積立目的額に達せざるものは此の限にあらず

特別の事情ある神社又は臨時必要の支出を要するときは知事の認可を得て前項の額を
超ゆることを得

第十五條 財産の種類左の如し

- 一、基本財産 特定の目的なくして神社維持の爲め従前積立てたる財産並に毎年度社
入金の百分の五以上を積立てたるもの及將來積立つるものを云ふ
- 二、古社保存資金 従前内務省及宮内省より特別の目的の爲めに下付せられたるもの
並同一目的の寄附金にして既に積立てたるもの及將來積立つるものを云ふ
- 三、各種資金 従前特定の目的の爲めに積立てたるもの及將來積立つるものを云ふ但
し本資金には其の特定目的を冠し何々資金と稱すべきものとす

第十六條 國債の外左記有價證券は財産として神社限り購入することを得

- 一、東京、京都、大阪市公債
- 一、日本銀行株券
- 一、横濱正金銀行株券
- 一、日本郵船會社株券
- 一、大阪商船會社株券
- 一、日本勸業銀行株券及債券
- 一、日本興業銀行株券及債券

一、滋賀縣農工銀行株券及債券

第十七條 財産に左記の事項を生したるときは月日及異動の事體を詳記して市町村長及
所轄郡長を経て即時(第四號の場合に於ては毎年度一回以上)明細帳に登録訂正又は其
の抹消方を知事に願出づべし

- 一、國債證書其の他有價證券を購入し又は應募し若は國債登録を受けたるとき但し既
得の國債證書を以て國債登録を受けたるときは届出を以て足る
- 二、國債其の他有價證券の償還ありしとき
- 三、現金又は有價證券の寄附を受けたるとき
- 四、預金及現金に異動を生したるとき

第三章 帳簿

第十八條 財産整理の爲め左の帳簿を設備すべし

- 一、基本財産整理簿
 - 二、古社保存資金整理簿
 - 三、各種資金整理簿但し各資金毎に別冊とすべし
- 第十九條 出納整理の爲め左の帳簿を設備すべし
- 一、收入豫算差引簿
 - 二、支出豫算差引簿

三、經費出納簿

第四章 雜 則

第二十條 現金有價證券及其の他證書類は鎖鑰ある金櫃に藏置し保管すべし

第二十一條 賽錢箱は鎖鑰を設け總代人一名以上立會の上開閉すべし

第二十二條 撤下の神饌又は供物は慣例に依り神職其の他に頒與することを待

第二十三條 神職缺員の場合に於ては總代人中より一名の管理者を互選し一時神社財産を保管すべし

第二十四條 神職交替したるときは五日以内に事務の引繼を爲し雙方連署の上縣社に在

りては知事に其の他の神社に在りては町村長を経て所轄郡市長に報告すべし

第二十五條 神職交替又は其他の必要と認むるときは隨時吏員を派し神社財産其の他經費の出納を檢査せしむることあるべし郡市長に於て必要と認むるとき亦同じ

附 則

本則は明治四十五年度分より施行す

明治四十一年九月滋賀縣訓令第四十四號神社會計事務細則は明治四十四年度限り之を廢止す

△明細帳訂正方に關する件(明治三十一年四月一日
内務部長より郡長宛)

内三發第四五七號

社事佛堂明細帳に脱漏のもの編入并明細帳中祭神本尊社號由緒に誤謬等の廉訂正願出の節は其事實を確認するに足るべき證據物件の寫を添付せしめ其證據なきものに在ては事實篤と御調査の上脱漏又は誤謬に對し事實詳細副申相成候様致度依命此段通知候也

祠堂金並積立金届出方の件

社寺及佛堂境内寄附積立金等の儀は明細帳へ記入し明治六年第二百四十九號公達祠堂金に準し處分可致旨其筋より指揮有之候條即今現在の金額取調神官任職受持僧侶氏子檀家又は信徒惣連署し戸長奥印を以て郡役所を經由し來る六月三十日限無遲滯可届出此旨布達候事

但以來該金追拂を要する時は所屬地賣却の振合に準し可願出且増額及び更に積立する時は速に可届出事

△社事佛堂境内模様替並建物新設改築修繕其の他現況を變更せんとする

場合知事の許可を請ふべき件(明治二十九年十二月九日縣令第七十號)

社寺佛堂境内の模様替並に建物新設改築修繕其の他現況を變更せんとする場合に在りては其事由を詳具し設計書相添豫め工事着手の日限を定め知事の許可を請ふべし但し官幣社を除く外舊形を變更せざる一部の修繕は本文の手續に依り知事に届出すべし

△祭神本尊社號由緒に謬誤訂正方に關する件

内三發第四五七號 明治三十一年四月一日

社事佛堂明細帳に脱漏のもの編入並に明細帳中祭神本尊社號由緒に誤謬等の廉訂正願出の節は其事實を確認するに足るべき證據物件の寫を添付せしめ其證據なきものに在りては其事實篤と御調査の上脱漏又は誤謬に對し事實詳細副申相成候様致度依命此段及通知候也

内二發第三五四三號 明治三十一年十二月七日

社事境内地と境外官林地との境界不判明の爲め伐木處分に關し往々其境界上紛議を生し候に付これが匡正策として官林の境界に標柱建設方大阪大林區署へ及協議候處經費都合有之此際右境界標建設致兼候旨回答の次第も有之候に付境界標建設迄の期間伐木處分に關し取扱方左記の通り協議を了し已に同署に於ては右の趣縣下各小林區署へ通達濟の趣今回通牒の次第も有之候條當分の内右により相當取扱方命令可有之命に依り此段及通牒置候也

第一項 社事境外官林内に於ける枯損木を小林區署に於て處分の際は前以て分署より

所屬市町村長に對し社事境内地に關係あらざるや否協議相成べき事

第二項 官有社寺有境内に於ける枯損木を市町村長に於て實地調査の際は市長に在りては處分以前に町村長に在ては郡長へ副申以前の所轄小林區署に對し境外官林地に關係あらざるや否協議せしむ事

第三項 前二項協議の場合に在りては其枯損木の所在を明瞭ならしむべき圖面を添付すべき事

第四項 枯損木の所在地にして官林地又は社事境内地たることを判明し一點其所屬に關し疑あらざるときは第一項第二項の手續を省略することを得

第五項 第一項第二項により協議の場合に於て境内地官林地との境界判明ならざる事實を發見したるときは區域査定の手續をなすべき事

△社寺有公債に所得税を賦せざる件

内一第二三三〇號 明治三十二年七月二十一日(七月二日付第二二一八號にて各町村へ通牒)

公債社債の利子に對する所得税に關しては所得税法施行規則第三十四條の規定有之候處社寺佛堂寺宇所有に屬する公債社債に對しては所得税賦課せられざる筈に付從て無記名公債又は社債を有する社寺佛堂祠宇に於ては同則第三十五條の手續を盡さるときは自然社寺佛堂祠宇の損失に歸すべき場合も可有之と存候尤も從來政府より保存資金下付の社寺に在ては所有の公債社債等既に調査濟に候へ共其の他の社寺佛堂祠宇に於て所有する公債社債の額面種類番號記名無記名の別判明不致候間此際明細帳へ登録方出願候様併せて注意置相成度此段及照會候也

△縣名制札下渡出願取調條項(七月三日一第二三六號を以て各町村長へ通牒す)

内一發一六一九號 明治卅四年六月廿九日

郷社以下神社制札の義に付今回本縣訓令第五十二號發布に相成候處制札を以て一の裝飾の如く誤解し其境内狹隘にして且樹竹稀少なるのみならず地形上車馬を乗入難き場所に於て建設出願の向なきを保せず依て境内地凡三百坪以上を有し樹竹繁茂し建物の如き本殿拜殿社務所を具備し本務神職常勤致し居り取締上實際必要と認むるものに依り詮議可相成筈に付豫め町村長へ御通達の上出願の節實況を具狀せしめ右に恰當せざる分に對しては貴役所に於て其旨示諭書類却下せしめ適應のもののみ御進達相成度依命此段及通牒候也

追て神社境内を通過せざれば甲乙部落に交通する能はざる場合の如きは制札建設の位置撰定上特に注意を與へられ度爲念申添候也

△制札建設願取調要項

滋賀縣訓令第五十二號 明治三十四年六月貳拾九日

郷社以下各神社に於て縣名制札建設を希望する向有之候は、左の條項を具し出願候様取計ふべし

一、制札場建設必要の事由

制札場圖面並に寸尺(柱眞々高サ等)設計書及其費途

本殿拜殿社務所其他境内建物の配置竹木徑路及四圍の狀況を詳にせる平面圖
但し制札建設の位置を明記するを要す

縣令第六十八號 廿四年十二月廿八日

明治廿九年^月滋賀縣令第一號に依り提出する縣社以下神職候補者推薦書は所轄町村役場郡市役所を経由すべし

△縣社以下神職推薦書經由の際意見調査方

内一發第二九九二號 卅四年十二月廿八日

縣社以下神職推薦書差出方の義は去十九年三月本縣甲第四五號布達に依り郡役所經由に及はざること相成居候處取拂上支障有之候に付本日縣令第六十八號發布相成候に就ては自今左の廉々審査の上意見を付し書類進達相成度依命此段及通知候也

一、明治三十五年二月内務省令第四號府縣社以下神社神職任用規則に適合するや否

一、明治三十五年七月滋賀縣訓令第四拾號に依り町村長具狀書の可否

一、神職小學校訓導交互兼務は已むを得ざる場合の外可成兼補せしめざる主旨なるを以て兼補を要すべき事由あるものは交互事務支障の有無

一、本務神職は其神社所在地居住のものを撰擇せしむるを例とす假令兼務者と雖も遠距離居住のものは奉仕上自然闕如あるを免かれず特に注意を要す

△神職任用規則に依り候補者に係る件

明治卅五年七月廿六日 滋賀縣訓令第拾號

明治三拾五年内務省令第四號府社縣社以下神社神職任用規則に依り神職候補者推薦書を

氏子氏子なきは崇敬者總代より提出したるときは市町村長に於て候補者の資格及履歷性行并右規則第二條各號の一に該當せざるや否を審査し具申すべし

△神社筋塀之件

明治卅五年七月廿五日 第一七六〇號

社寺筋塀の義に付ては先例ある社寺に於て築造候は差支無之尙ほ現行法令上別段制限は無之と雖も無謂相用候儀は穩かならざる嫌ひ有之候且つ右は官内省に於ても前記全様の意見に有之候趣を以て今般其筋より通牒の次第も有之候條自後先例ある社寺の外は該築造を避くべき様御注意相成度此段依命及照會候也

△特別保護建造物に制札建設の件(明治三十六年一月十五日 内一發第二三號)

明治參拾五年八月内務省訓令第十五號を以て古社寺保存法に依り特別保護建造物に指定せられたる建造物に對し制札建設の義訓令相成候就ては全法に依り特別保護建造物に指定せられたる建造物に對し保護上必要ありと認めたる場合は制札を建設せしむべきに付制札には左記禁止條項に準し當該社寺の意見を徵し保護上必要と認むる條項を掲記し意見添申出願せしめられ度尤も制札又は制札場調製費は當該社寺の負擔とし制札は願書と共に提出せしめられ度命に依り此段及通知候也

- 一、建物を汚瀆又は毀損すること
- 一、喫煙を爲すこと

一、猥りに火を用ふること

一、土足又は履物の儘上ること

一、建物に樂書すること

一、建物に廣告等の類を貼付又は打付すること

(三十六年一月二十日第一五二號西押立秦川豊國各村へ通牒)

△社寺所有土地を土地臺帳と照合方の件(明治三十九年三月 全年三月八日一第 二發第四五號 六五二號町村長へ)

一自今社寺佛堂境内所有地に關する神社、寺、院、佛堂明細帳登錄若くは訂正出願の際は豫め所轄稅務署に就き其の所在地番地目反別並に地價等土地臺帳と照合の上所轄町村役場及郡役所經由すべき様各町村長をして神社寺院佛堂關係人へ示達方御取計相成度 以上

△神社例祭日に關する件

(明治卅九年五月 二第一四五七號) (明治三十九年五月 二第三九四二號) 内務部長

郷村社例祭日取調方其筋より照會有之候條左記様式に倣ひ御取調の上來る六月八日迄に必ず御差出相成度此段照會候也
追て爾後變更ありたるときは其都度御報告相成度申添候

郷村社例祭日調		何々		村
例	祭	日	所	在
			地	社
			格	神
			社	名
			備	考

月	日	村	大字	全一名の神社なるときは 小字をも記入すべし

△諸願届書へ住所番地記入方の件

一第三二五號 (明治四十年一月廿九日村長へ)

近時神社寺院より差出す諸願届中氏子總代又は信徒總代住所記入なき向往々有之候得共之れが記入の爲め還付致候には互に手數を要すべき義に付當衙に於て他の書類に就き判明すべき限便宜記入の上及進達居候得共是又甚だ手數を要し候間自今必ず番地迄記入せしめられ候様致度依命此段及通知候也

△神社例祭日の件

二第七六六號(明治四十年二月五日二部長通知全年全一
月十五日一第四九一號(郡報)村長へ)

依命左記通牒候也

一縣社以下の神社の例祭日に就ては各地方區々に涉り一定せざるのみならず往々誤解の向も有之哉にて後記の通取扱方其筋より通牒有之候條御了知の上右に御取扱相成度

記

一、例祭とは明治廿七年五月十六日本縣令第二十二號大祭第三に該當する祭日を指すものにして恒例の祭典を云ふにあらず而して概ね一回なるへきも或は二回行ふものなしとせず各社古例を參酌し適宜の日を撰はしめ濫りに變更せしめざること

一、月日不詳のものあり是等は新たに適當の日を撰定せしむること

△神饌幣帛料供進の件

明治三十九年四月勅令第九十六號に依る神饌幣帛料は例祭に限り供進する儀と心得へし

△官公吏參向に關する件

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進するときには郷社へは郡官吏又は市町村長村社へは市町村吏員を適宜參向せしむべし

△神饌幣帛料供進すべき神社

指定左の通り(明治四十一年四月廿九日
本縣告示九三號)

- | | | |
|----|---------|------------|
| 郷社 | 押立神社 | 西押立村大字北菩提寺 |
| 全 | 輕野神社 | 秦川村大字岩倉 |
| 全 | 愛知神社 | 日枝村大字吉田 |
| 全 | 石部神社 | 愛知川村大字沓掛 |
| 全 | 稻村神社 | 稻枝村大字稻里 |
| 村社 | 大皇器地祖神社 | 東小椋村大字君ヶ畑 |

- 全 筒井神社
- 全 豐國神社
- 全 川桁神社
- 全 稻葉神社
- 全 豐田神社
- 全 廣濱神社
- 全 村大字蛭谷
- 全 豐椋村大字池庄
- 全 稻枝村大字金田
- 全 葉枝見村大字下稻葉
- 全 葉枝見村大字三ツ谷
- 全 葉枝見村大字普光寺

△神社財産に關する申請書差出方の件

明治四十一年十月五日 第二六一九號(課長各) (村長へ)

客月二十日付本縣告示第四百卅三號を以て本年七月勅令百七拾七號に依る神社財産の登錄并變更抹消等に關する申請書式及差出方の件告示相成候處當廳に於ても調査上必要の義有之候條右申請書類は該告示備考記載の外尙一通(登記簿謄本を要せず) 差出候様御取計相成度依命右及通牒候也

△神饌幣帛料供進指定神社の件

滋賀縣告示第三百十五號

明治四十二年十月十三日左記神社は神饌幣帛料供進することを得へきものと指定せられたり

- 郷社 天稚彦神社
- 日枝村大字高野瀬

- 村社 八幡神社 東小椋村大字九居瀬
- 村社 北野神社 角井村大字平尾
- 村社 白鬚神社 角井村大字百濟寺
- 村社 日吉神社 全
- 村社 春日神社 東押立村大字小八木
- 村社 八幡神社 豐椋村大字小田刈
- 村社 大山咋命神社 豐椋村大字大清水
- 村社 勝鳥神社 稻枝村大字三津
- 村社 久留美神社 葉枝見村大字本庄
- 村社 八幡神社 全 村大字田附

△神社廢合に係る件(教發第六七號) (明治四十三年二月二十三日) (内務部長 郡長へ) (庶第三三九號町村長宛)

神社廢合出願に依り許可の指令を受け該處分を了したる旨届出をなすも往々其實を擧げず依然神社の體を備ふる乎又は社殿而已を取拂ひ付屬建物を殘留し置く等矛盾せるもの有之哉に聞へ候右等は取拂は勿論自今届書提出候場合は事實處分執行を了し總て處理完了したる哉否篤と實地御取調の上御副申相成度依命右通牒候也

△明細帳移動に關する件(教發第五五號内務部長 郡長宛)

縣社以下神社建物を明細帳上脱漏に付き登録且つ既登録を建物の名稱變更に依り訂正出

願の場合は前者に於ては各建物の建設年月日を掲記せしめ其事實の確否を後者にあつては名稱變更の的否御調査の上何分御副申相成度右依命通牒候也(四十二年二月廿三日庶第三一) (二號ヲ以テ各町村長ニ通牒) 追て建設年月日不詳に屬するものは該建設が明治十二年明細帳編製以前のものなるや否御取調御副申相成度申添候

△神饌幣帛料供進指定の件

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進することを得べき神社左の通指定す

明治四十三年三月三十日

滋賀縣知事

- | | | |
|----|-------|-----------|
| 郷社 | 安孫子神社 | 秦川村大字安孫子 |
| 村社 | 八幡神社 | 東小椋村大字政所 |
| 村社 | 菅原神社 | 西小椋村大字青山 |
| 村社 | 惠美須神社 | 角井村大字池之尻 |
| 村社 | 八幡神社 | 愛知川町大字愛知川 |
| 村社 | 河脇神社 | 愛知川町大字中宿 |
| 村社 | 三火光神社 | 葉枝見村大字服部 |

△國債登録に關する件

(四十二年七月廿八日) 教第六五五四號(内務部長ヨリ郡長へ) 縣社以下神社並に寺院佛堂より日本銀行又は全支店に登録國債に關する願届を提出する

場合は社寺總代の連署を要するは勿論の義に候へ共連署したる總代が果して正當なる總代なりや否やを確認する方法無之に付爾今右願届提出の場合は市町村長に於て證明せしめられ度旨其筋より通牒の次第も有之候條右御示達相成度右移牒候也(右は七月廿九日付庶第長へ) (七八四號を以て各町村通牒)

△神饌幣帛料供進指定の件

滋賀縣告示第四二七號

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進することを得べき神社左の通り指定す

明治四十三年九月廿四日

滋賀縣知事

- | | | |
|----|------|----------|
| 郷社 | 輕野神社 | 秦川村大字北故野 |
| 郷社 | 春日神社 | 秦川村大字目加田 |
| 村社 | 菅原神社 | 西小椋村大字外 |

△社寺に於て土地賣買等に關する件(明治四十二年四月二十二日) (明治四十二年四月二十日) (勸第一一四號各町村長宛) (教發第一二八號) 自今神社、寺院、佛堂等に於て土地賣買に關する願書御進達の場合は賣却及買入に對する價格並に當該社寺の利害關係等に付篤と御調査を遂げられ其意見添付提出相成候様致度右通牒候也

△郷村社其他申請に關する件(明治四十四年三月三日) (明治四十四年三月四日) (教第一、五二六號) (庶第三二〇號町村長宛)

縣社地郷村社地招魂社地又は墳墓地の新設又は其變更等の許可を申請する場合に於て其結果有租地か免租地に免租地か有租地に爲るべきものは郡市町村字地番地目反別又は坪數等を詳記するは勿論圖面は特に貳通を添付出願候様御取計相成度依命右通牒候也

△神饌幣帛料供進指定申請に關する件(明治三十九年十月二十三日
二第 四六八四號郡長宛)

左記依命通牒候也

一、本年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料供進神社指定に係る資料として左記各號の一に該當し維持方法確立せるもの取調事實確明なるものに限り別紙様式に依り正副貳通來る十一月十日迄に無遅延御進達相成度

記

一、延喜式内社六國史所載社及創立年代之に準すべき神社

二、勅祭社准勅祭社

三、皇室の御崇敬ありし神社(行幸御幸行啓奉幣祈願社殿造營神封神領神寶等の寄進ありし類)

四、武門武將國造國司藩主領主の崇敬ありし神社(奉幣祈願社殿造營社領等の寄進ありし類)

五、祭神當該地方に功績又は緣故ありし神社

六、境内地建物等完備し相應の氏子若は信徒を有する神社

七、前記の各號の外特別由緒ある神社

右

(用紙美濃罫紙)

滋賀何郡(市)何町(村)大字何

社格 何 神社

一、該當の事項簡明に記載のこと

(注意)

冒頭の數字は各號中該當する號の數字を掲記し二號以上の事項を有するものは各別に列記を要す

該當の由緒あるを認むるに足るべき徵證類の寫並に書籍に見へたるものは其の書名を掲げ原文積萃書をも添付を要す

境内

一、幾 坪 官(民)有地第何種

建物の設備

一、社殿

桁行何程
梁行何程

一、何々 全上

(注意)

透塀玉垣は延長間尺を鳥居は高さ及柱真々の間尺を掲載のこと

氏子(信徒)

一、氏子何戸 (信徒は何人と掲記を要す)

社有財産

一、田反別何程 地價何程 何筆

一、畑反別何程 全 全

一、山林反別何程 全 全

一、郡村宅地反別(坪數)何程 地價何程 全

一、有價證券 何公債(債券)額面何程 何枚

一、現金何程

一、何々

(注意)

反別地價は總て合反別合地價を掲記すること有價證券記名無記名別掲記を要す

氏子(信徒)

一、金何程

(注意)

氏子(信徒)中の協議に附し決定したるものにして毎年一定の收納額を掲記すること

但出金の方法記載を要す

三ヶ年收支平均額

収入

一、金何程 財産より生したる金額

一、金何程 氏子(信徒)社納金

支出

一、金何程 營繕費及諸經費

一、金何程 何々費

△神饌幣帛料供進指定の件

告示第百九號

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進することを得べき神社左の通指定す

明治四十四年三月二十五日

知事

愛知郡稻枝村大字彦富 村社 彦留神社

愛知郡稻村大字下西川 全 日吉神社

△神饌幣帛料金額制定の件

明治三十九年四月勅令第九十六號第二條に依り府縣社郷社村社に供進すべき神饌幣帛料の金額左の通定む

府縣社 一社 金拾五圓 五圓神饌料
 拾圓幣帛料
 鄉社 一社 金拾圓 參圓神饌料
 七圓幣帛料
 村社 一社 金七圓 壹圓神饌料
 五圓幣帛料

本令は明治四十四年四月一日より之を施行す

△神社合祀后財産處分の件 教第一七四六號(明治四十四年三月十三日)
 (年三月八日)(庶第三〇號町村長宛)
 甲社か乙神社の境内に移轉し又は乙神社の境内社たる丙神社に合祀するときは甲神社の
 所有に係る財産は總て乙神社に歸屬するものとして處理するは勿論に有之候處右の場合
 は法律上甲神社は乙神社に合併したるものにして從來の甲神社は乙神社の境内に其の一
 部として單に從來の名稱を存留せしむるに過ぎざるに因り不動産登記に付ては神社境内
 に移轉し又は境内社に合併したることを原因とせず登記の申請書に甲神社は乙神社に合
 併したることを證する書面を添付するを相當と認められ候爲御心得依命右通牒候也
 勅令第三百三十號(明治四十四年四月二十八日)

△官國幣社以下神社幣帛供進使服制

官國幣社以下神社幣帛供進使服制別表通定む市長(北海道に在りては區長)は奏任官の制
 に準し町村長又は之に準すべき者は判任官制に準す其の代理者に付亦同じ

附則

本令は公布の日より之を施行す但し本令に依り難きものは當分の内仍從前の例に依るこ
 とを得
 (別表)

官國幣社以下神社幣帛供進使服制表

冠	袍	單	袴	笏	檜	帖	履
垂 掛緒紙捻	縫 腋冬夏		奴 袴	木 笏	扇	紙	淺 沓
勅任官	勅任官	勅任官	勅任官	勅任官	勅任官	勅任官	勅任官
黑羅 紋小菱	黑綾 紋輪ナシ 裏同色平絹	紅綾 紋橫菱	紫固織 紋藤ノ丸 裏同色平絹	檨 無地 二十五橋	白檀 紙	沓敷白綾 有紋	沓敷 白平絹
奏任官	奏任官	奏任官	奏任官	奏任官	奏任官	奏任官	奏任官
同 上	赤綾 紋同上 裏同上	同 上	紫 平絹	同 上	同 上	同 上	同 上
判任官	判任官	判任官	判任官	判任官	判任官	判任官	判任官
黑羅 遠文	綠綾 無文 裏蘇芳染平絹	同 上	淺黃 平絹 裏同上	同 上	同 上	同 上	同 上

△神饌幣帛料供進指定の件

滋賀縣告示第百三十六號(拔萃)

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進することを得べき神社左の通り指定す

明治四十五年三月三十日

知事

郷社 豊満神社 豊國村大字豊満村社
八坂神社 東小椋村大字箕川

△神職補任に關する件(明治四十四年三月十一日 町村長宛)(同年三月六日 教發第一〇八號 郡長宛)

縣社以下神社神職補任並に兼補に關しては從來其區域一定せず隨て其取扱ひ區々に涉り一人にて二十社以上の多數を兼務せる者有之等の狀況にして自然奉仕完全を期すべからざる而已ならず他郡に跨り兼務せる者あるに至ては其統一上不都合不尠候條自今之れが統一を保ち且は奉仕完全を期するの目的を以て左記標準を定め候に付之に該當せるもの而已推薦せしめられ度若し右標準に副はざる書面提出の場合には貴官に於て之を説示し却下相成度依命通牒候也

記

一、縣社以下神社の神職を推薦せんとする場合は當該神社鎮座地市町村内に居住する者に限る事

二、神職兼務に關しては其の本務神社鎮座地市町村内に在る神社の場合に限り推薦せしむる事

三、一市町村内神職の居住する者なき場合は本務神職新補せらるゝまで一時隣町村より特に兼補せしむる事を得

四、全一氏子区域内に在る神社の場合は市町村を異にする時と雖も其産土神社々司社掌を以て特に兼務せしむる事を得

△大喪第一期中供進使參向せざるの件

教第二三號 大正元年八月一日内務部長より 八月五日 庶第二六號 各町村長へ通牒

大喪第一期中は官幣社以下神社大祭に際しては幣帛供進使參向せず幣饌料は之を神社に交付し該社限り祭典を執行せしめらるべく其他祭典第二期第三期に在ては總て恒例の通執行候義と御了知相成度依命右通牒候也

△大喪中全期間供進使參向せざるの件

教第七六三號 大正元年九月十八日内務部長より 九月十九日 庶第一八三號 各町村神職會

祭典執行に關する件

大喪中に於ける官幣社以下の神社大祭に關し客月一日付教第六三〇五號を以て及通牒置候處今般更に官幣社例祭並祈年新嘗兩祭の際大喪全期中は幣帛供進使參向せず幣帛料は之を神社に交付し一社に限り祭典執行せしめ候事に改定相成たる旨其筋より通牒有之候

に就ては縣社以下の神社大祭に付ても右に準據し執行候様御取計相成度依命右通牒候也
追て其他祭典に付ては前通牒の通り御了知相成度爲念申添候

△神饌幣帛料供進指定の件

縣告示第一三四號

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進することを得べき神社左の通り指定す

大正二年四月九日

知事

村社 豊満神社

西小椋村大字小倉

△祈年新嘗兩祭祭典日に關する件

教第二七六三號

大正三年五月五日

内務部長
郡長宛

大正五年五月七日決裁社第八一號各町村長及神職會長宛 通牒

左記依命通牒候

府縣鄉村社中神饌幣帛料供進指定神社に關しては本年四月以降祈年新嘗兩祭に當りても神饌幣帛料を供進せらるゝことゝ相成候處祈年祭は二月十七日新嘗祭は十一月二十三日に執行可致義に候得共同日執行し難き不得已事情ある場合に在りては右兩祭共前記期日以後に於て可成之に近き日を撰定し幣帛供進使參向の上祭典執行候様神社局長より通知有之候條右承知相成度

△大喪中に於ける官國幣社以下神社祭典の件

教第二五〇號

大正三年五月六日

大正三年五月十五日第八一號郡報登載
町村長神職會長宛通牒

左記依命通牒候

大喪中官幣社例祭並官國幣社祈年新嘗兩祭に際しては幣帛供進使參向せず幣饌料は地方廳經由神社に送付し一社限り祭典執行せしむる事に御治定相成候旨式部長官より通牒有之候趣にて國幣社以下神社大祭に付て右に準據し執行の義神社局長より通知有之候條右承知相成度

追て中祭以下の祭典に付ては恒例の通執行候義と御了知尙大喪中の祭典に關しては從來屢々御通知せし義有之候得共爾後は本文の通且目下例祭に相當する神社は神社祭式に依る祭典執行の外は本年四月十一日付教發第一一七號通牒の如く遠慮のこと御承知置相成度爲念此旨申添候

△神社財産處分に係る件

教發第三六一號

教發第二六一號
内務部長より

大正三年九月五日
社第一四三號

神職會長宛
各町村長宛

左記通牒候

神社境内擴張上地方出願の爲明治四十一年三月法律第二十三號第二條により提出すべき財産處分に關する出願は爾今之を省略すべき事に相成候に付關係者へ此旨御示達置相成度

△豫備後備の軍籍に在る神職にして召集せられたる者に對する取扱方の件

大正三年九月四日 大正三年九月五日
内務部長より郡長へ 社第一四四號神職會長、町村長宛

左記依命通牒候

神職にして豫備後備の軍籍に在る者今回の事變に際し召集せられたる場合は明治三十七年四月五日内第一二五二號通牒に依り御取計相成度又俸給を受くるものに對する俸給支給方に付ては明治三十七年勅令第二百六號文官俸給支給に準し便宜處置候様御取計相成度

通牒寫

内第二二五二號 明治三十七年四月五日

縣社以下各神社の社司社掌中豫備後備の軍籍にありて今回の事變に際し召集せられたる者は特に國事の爲め其神社に奉仕する能はざる義に付必しも辭職するに及ばず候條當分の中社務取扱上差支ざる様其社に於て便宜處置候様御取計相成度依命此段及通知候也

保護建造物軍隊宿舍を除く件

大正三年九月十一日 大正三年九月十日 各町村長宛移牒
社第一五二號 教第五二三五號 内務部長より郡長へ

左記依命通牒候

目下戰時の必要に應じ徵發令に依り軍隊宿舍等の爲社寺の建物を徵發せらるゝ場合も可

有之候處古社寺保存法第四條に依り特別保護建造物と指定せられたる建造物に對しては萬不得止場合の外可成徵用せざること其筋と協議の旨文部省宗教局長より通牒有之候條爲御心得

△特別保護建造物及國寶取締の件

大正三年九月十九日 大正三年九月十八日 秦川、東押立、豊國
社第一六〇號 教第五〇四七號 高野、角井、西押立村長宛 内務部長より

左記依命通牒候

特別保護建造物及國寶の監守上注意方の件に付ては去る明治三十五年四月縣訓令第十四號を以て指示の次第も有之候處近來他府縣に於ては往々にして火災盜難に罹るもの有之候趣に就ては右特別保護建造物及國寶の管理上に付ては不都合なき様此際一層注意すべき旨其筋より通牒有之候に付ては監守者に御示達相成度尙貴(官)職に於ても平素一層御監督相成候致度且又右保護建造物及國寶にして亡失毀損ありたる場合監守者より届出方に付ては古社寺保存法施行細則第十二條規定の趣も有之候へ共右の内盜難若くは紛失に付て捜査上都合も有之候間貴官に於て右事實發見の際は即刻電報其他の方法により本縣知事に御報告相成度

△神社境内取締に關する件 大正三年十二月十九日 大正三年十二月十一日 各町村長
社第一八八號 教第六八〇三號 愛知郡神職會長

左記依命通牒候

軍隊の演習馬匹検査等に際し神社境内に乘馬を曳入れ樹木を損傷し神社の尊嚴を瀆する

もの有之趣中には町村吏員等の指揮に依り神社境内撃場に充つる向もあるやにて甚だ好ましからざる義に存候尤も是等に對しては充分御監督相成居こと、被存候得共其筋より通牒の次第も有之候條今後一層嚴重に御取締相成様改度

追て今後若し軍隊に於て同様のこと有之候は、其場所團隊號及損傷當時の狀況等詳細報告相成度尙既往に於て右様の事實ありたりとせば同様承知致度右申添候

△神社收支決算報告に關する件 愛知郡神職會長 (大正四年一月二十日) 社發第三號

左記通牒候

明治四十一年七月内務省令第十二號神社財産登録及管理並會計に關する規程第十二條に依り毎年度收支決算並基本財産收支明細書提出の際左表の通報告書壹通宛各鄉村社より提出候様御取計相成度

△神社收支決算報告に關する件 (愛知郡神職會長宛 大正四年一月二十二日) 社發第三號

左記通牒候也

明治四十一年七月内務省令第十二號神社財産登録及管理並會計に關する規程第十二條に依り毎年度收支決算並基本財産收支明細書提出の際左表の通報告書一通宛各鄉村社より提出候様御取計相成度

大正 年度基本財産收支決算報告書 郡 村大字 神社

種別	金額
四分利公債利子	
五分利公債利子	
農工債券利子	
郵便貯金利子	
小作米賣却代	
株券利子	
手元現金利子	
社入金百分ノ五以上積立金	
古物木賣却代	
計	
分利公債證書購入費	
經費繰入金	
郵便貯金預入	
田租	
宅地租	
畑地租	

高 拂

雜地租
 縣稅及町村稅
 不動產に對する區大字協議費
 水利組合協議費

計

四分利公債證書額面
 五分利公債證書額面
 滋賀縣農工銀行債券額面
 株券額面
 郵便貯金
 手元現金
 郡村宅地反畝 地價
 郷村社地反畝
 田反畝
 畑反畝
 山林反畝
 原野反畝
 同
 同
 同
 同
 同
 同

民有保安林 反畝 步 同

計

收支 決算 事項

收入第一款
 收入第二款用途指
 定寄付金決算額
 收入合計決算額

支出第二款新築及
 營繕費決算額
 支出第三款用途指
 定寄付金決算額
 支出決算合計額

- 一、本書は毎年度決支決算書基本財産收支明細書其他各種資金收支明細書に依り調製し決算書に添付して翌年五月末日迄に提出すべし
- 二、本書は基本財産又は各種資金各別調製するものとす
 但し收支決算事項は基本財産收支明細書決算書に依り該當事項を調査記入するものとす
- 三、本報告は用紙は半紙型とす

△神社昇格運動取締方の件 (大正四年六月二十八日 各町村長宛)
 (社第一三七號)

左記依命通牒候

神社昇格の件に關しては其の規定に遵ひ知事の具申に基き詮議せらるべき筋のものに有之之が詮議上必要なる調査事項に付ては凡て郡市役所を経て縣廳より内務省に申出すべ

きは手續上當然の義に有之候處近來神社昇格を出願するに際し神職及氏子總代崇敬者等神社關係の者自儘に出京の上昇格運動を爲すもの往々有之候趣右は單に規律上穩當ならざるのみならず多大の費用を徒費するが爲め累を神社に及ぼすことも可有之洵に遺憾の義に有之候如斯ことは本郡内に於ては未だ無之義と相認候得共爾後萬一如斯方法の講ずるもの有之候は、相當御留意の上不都合無之様御取計相成度

△郷村社指定の件

滋賀縣告示第三百九十號 大正四年十一月三日

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛料を供進することを得べき神社左の通指定す

社格	社名	所在地
郷社	八木神社	八木莊村大字官後
郷社	大隴神社	愛知川町大字長野
村社	春日神社	西小椋村大字妹

△神社寺院佛堂合併地讓與の件

(大正五年二月九日 郡長宛)

縣公報登載

土發第七九號

社第一三號 大正五年二月二十五日 郡報登載

左記及通知候

明治三十九年勅令第二百二十號に依る神社寺院佛堂の合併跡地讓與願には自今地景圖(隣地地番名 地所々有者名記入の事)を添付すべき様御取計相成度

△神社收支決算書に關する件 各町村長宛

(大正五年五月十三日 社發第三五號)

左記及通牒候

大正四年度郷村社收支決算書は本月末日迄に提出すべき規定に付目下各神社に於ては決算事務處理中と認候就ては前年度及本年度一二神社提出の決算書は別紙記載の收支各項備考脱落及明細書中注意すべき各項續出し一々符箋還付に尠からざる煩勞と日數を空費せざる可らざるに付特に留意の上決算書を精査し提出方貴町村内指定郷村社關係者へ至急御通達相成度

追而進達の際は貴職に於ても精査相成度尙將來毎年度本通牒に準備せしめられ度申添候

△神社收支決算書に關する件 大正五年五月十二日

(社發第三五號 愛知郡神職會長宛)

左記及通牒

神社決算書に關し特に注意すべき事項別紙の通に付決算書調製上御注意相成度尙社司社掌へ周知方可致御取計相成度

收入の部

第一款 社入

第一項 神饌幣帛料は各祭を區別にして其金額を記載すること

- 第三項 賽 錢 各祭を區別し實際收入金額を記載すること
- 第四項 神 饌 納期の區別に依り金額の内譯を示すこと
- 第五項 初 穂 及 何々の爲使用料徴收金額の内譯
- 第六項 境 内 地 料 何年何月日第 號賣却許可に依る松又は杉枯損木何本賣拂代
- 第七項 境 内 用 料 何年何月日第 號賣却許可に依る松又は杉枯損木何本賣拂代
- 第八項 境 内 用 料 何年何月日第 號賣却許可に依る松又は杉枯損木何本賣拂代
- 第九項 境 内 用 料 何年何月日第 號賣却許可に依る松又は杉枯損木何本賣拂代
- 第十項 境 内 用 料 何年何月日第 號賣却許可に依る松又は杉枯損木何本賣拂代
- 第十一項 預金利息 預金何十何圓に對する年何分の利子
- 第十二項 氏子崇敬者 氏子何某外何百何名最高最低金額及一人平均額
- 第十三項 雜收入 不用物品賣却代何程何々何程

第三款 用途指定寄付金

- 第一項 何々 氏子何某外何名より何々費として寄付
- 第二項 何々 同上

第 款 財産收入

- 第一項 基本財産 別紙明細書の通り純益金何程百何十何圓何十錢に對する三分の二以内
- 第二項 古社寺保存 保存資金何千圓の利子の内何程

支出の部

備考記載要項

- 第一款 社 費
- 第一項 神饌品費 各祭ヲ區別セル神饌品費ノ内譯金額列記スルコト

- 第二項 神職俸給 一ヶ月何拾圓十二ヶ月分渡
- 第三項 雇人給 何拾錢のもの何人
- 第四項 諸謝金 神社會計簿冊整理に雇入
- 第五項 傭人料 各祭毎に區別金額記入のこゝ
- 第六項 旅 費 補助神職何人分何程(圓)
- 第七項 賄 費 各祭毎に金額區別記入のこゝ
- 第八項 神符守札 樂人何人分何圓雇人何人分何圓
- 第九項 備品費 全 上
- 第十項 圖書及印刷費 全 上
- 第十一項 筆紙墨 用紙封筒其他紙類何圓
- 第十二項 消耗品費 其他何圓
- 第十三項 通信運搬費 燈油代何圓石油蠟燭何圓
- 第十四項 神職會 郵便電信料何圓 物品運搬費何圓

第十五項 雜 費 有價證券の保管料何拾錢 休息所設備費何圓 借地借家料何圓 何々に使用收入印紙代何程

第二款 新築及營繕費

第 項 何々修繕 材料費何程 人夫賃何程 大工賃何人分何程

第 項 各 所 境内何神社修繕何圓 水屋修繕何圓 何程修繕何圓

第三款 用途指定寄付金支出

第一項 御大典記念 植樹苗杉(松)何百何十本代何圓 植栽費人夫料何人分何圓何拾錢 事業何々費 又は何々新築工事費何拾圓 材料費何百圓大工賃延何人分何圓何拾錢

第二項 何々費 同 上

第四款 基本財産積立

第一項 社入金 百分ノ五 社入金何百拾圓の百分の五

基本財産收入明細書の部

- 一、前年度欄金額及反別其他總て前年度決算書現在の部一致せしめ記載のこと
- 二、本年度受高の公債利子と各種の備考へ額面の合計金額を掲げ年利子と記入のこと
- 郵便貯金の利子は前年度郵便貯金の利子前年度郵便貯金預入高に年四分八厘を乗したる金額を掲記すること社入金百分の五積立金額備考社入金何拾何圓の百分の五と記入すること

三、拂の部經費繰入金の欄備考へ純益金何百何拾圓に對する三分の二以内と記載のことと公債購入せる金額を掲げ備考へ額面と記號番號枚數を掲記すること

郵便貯金預金額欄へ備考へ純益金の三分の一以上何拾何圓及社入金百分の五積立何圓何拾錢を合算預入すること特に但其他特に入すべきものは其の金額と事由とを區別記載のこと

四、本年度受高の計と本年度拂計金高とは一致するものとす

五、現在の部 公債證書額面の各欄備考へ額面の區別に依り記號番號を列記すること但備考欄へ記載し能はざる場合は別紙として美濃形の野紙(若くは財産整理簿の公債の部と印刷せる用紙)に記載添付せらるゝも可なり

六、郵便貯金は前年度繰越高の部郵便貯金預入金額を加へ(前年度元手元现金を郵便貯金に繰入れたるときは其の金額加算)たるものを掲記すること

七、公債又は債券を新に郵便貯金を引出し購入せる向は本年度受高の餘白に「郵便貯金回収」とし記載し備考へ何々公債額面何百圓何收購入の欄へ其金額を掲ぐることにし本項に該當する神社にありては第六項説明の郵便貯金は前年度貯金額より回收金を引たる殘金に本年度預入金と手元现金あらば之をも加へたる額一致するものとす

八、本年度剩餘金は現在の部三欄を設け記載し備考へ氏子總代何某若くば神職保管と

すること

九、前年度剩餘金ある向は本年度に於ては受高の部に一欄を増加し拂の部の郵便貯金預入金中へ加算預入すること

十、基本財産收支決算報告書(半紙形印刷)のものは本明細書と一致せしめ精算の上提出のこと 以上

△祭日に兒童參拜方の件 (大正五年四月七日 各小學校長宛) (學發第七二號)

左記依命通牒候

毎年春季に執行せらるべき郡内鄉村社例祭當日は貴校兒童中氏子に屬する神社へ教員引率の上參拜せしめ其の神社由緒の大略及社歴等樞要の事項を説明して教訓し且兒童に崇敬の觀念を強からしむるは訓育上必要の義と被認候條爾今毎年相當御計意の上兒童をして參拜せしめられ度

追て祈年祭及新嘗祭の場合に於ても兒童として參拜せしめられ度尙校長よりは引率教員が玉串奉獻參拜の時に於ては兒童も亦一齊に拜禮を行はしめられ度申添候

△神社昇格運動取締方の件 大正四年六月二十四日 滋賀縣内務部長 同二十八日 郡長宛 各町村長宛

左記依命通牒候

神社昇格の件に關しては申迄もなく其規定に遵ひ知事の具申に基き詮議せらるべき筋の

ものにして之が詮議上必要な調査事項に付ては凡て郡市役所を経て縣廳より内務省に申出べきは手續上當然の義に有之然るに昨今神社昇格を出願するに際し神職及氏子崇敬者總代等神社關係の者自儘に出京の上昇格運動を爲すもの往々有之候處右單に規律上穩當ならざるのみならず日子及費用を徒費するが爲め累を神社に及ぼすこと可有之洵に遺憾の義に存候に付ては斯かる場合には篤と御注意相成豫め之が運動阻止の方法を講ずべき様其筋より通牒有之候に付斯る不都合無之様御注意相成度

△神社有價證券管理方の件 (各町村長 大正五年九月二日) (神職會長 社第二〇三號)

左記通牒候也

指定神社々有價證券管理方に關する坂田郡長への往答文別紙の通りに候條御承知相成度會第五九九二號

滋賀内務部長

坂田郡長 殿

神社有價財産證券管理方の件

左記通牒候也

客月十七日付會第二〇五號を以て神社所有々價證券保管方法に關し申請の處右の内公債證書は總て甲種國債登錄(第一項前後)と爲さしめられ度此の場合に於ては證券の發行なきを以て保管の問題を生せず候又其の他の有價證券に就ては各社夫々異なりたる事情に

依り自然保管方も異ならざるを得ざるに不拘概括的に其の方法を限定するは例外規定の趣旨に反するを以て此等の有價證券は總て記名と爲さしめ各社に於て適當の保管方法を定め認可を稟請せしめられ度
會第二〇五號

大正五年七月十七日

坂田郡長

滋賀縣知事殿

神社有價券管理方法に付申請

神社有價券は明治四十一年内務省令第十二號神社財産登録及管理並に會計に關する規程第十七條に依り中央金庫郵便官署日本銀行全興業銀行に保管を委託すべき様規定相成居候處近時神社の財産中各府縣農工銀行債券を有するも多數有之候へ共該債券は郵便官署に委託し能はず尙ほ本郡に於ては各種公債と雖も保全上全部記名の方法を執るべく督促致居候爲之亦郵便局に委託し難く然るに他の指定銀行は遠隔の地なるを以て委託其の他不便不尠に付自然氏子總代に於て管理致居候状態なるも右保全上適當ならざるに付可成確實なる銀行に預入すべく注意致居候共神神共に殆ど之等農工銀行債券所有致居候に付一々之れが認可申請も亦手数を要したるために自然舊來の如き氏子保管の弊相生じ候虞も有可之候に付ては可成其取扱ひ簡易にし日本銀行事務を取扱ふ銀行又は本縣支金庫事務を取扱ふ銀行に限り委託の場合之れが認可申請を要せざる事に御取計相成候様致度

右申請候也

△神饌幣帛料供進指定の件

滋賀告示第三百九十九號

明治三十九年四月勅令第九十六號に依り神饌幣帛を供進することを得べき神社左の通指定す

大正五年十二月十一日

滋賀縣知事 池松時和

社格 社名 所在地

村社 日吉天満宮 愛知郡稻村大字田原

△神社基本財産臺帳設備の件

大正六年一月十六日
社發第一號 各町村長宛

左記依命及通牒候

貴管内に鎮座せる郷村社に於ける基本財産を明細に記載せる神社基本財産臺帳を新に設備し一面神社の資力調査に便ならしめ併せて豫算書並決算書提出の際調査すべき資料とするは極めて緊要の事に有之候而して本帳簿は現金の部預金之部公債債券の部地所の部建物の部等各別とし様式は明治四十五年二月本縣訓令第五號神社會計に關する取扱細則の基本財産整理簿様式に準據せられ來る二月末日迄完成を期し其の完成月日報告相成度

△神社に關する諸申請、届書に對し副申方の件

大正六年一月二十日
社發第二號 各町村長宛

左記依命及通牒候

神社に關する諸申請届書として別紙の事件に關しては從來貴職の副申を要するものなるに往々副申書添付なく進達せらるゝ向有之處理上差支候條將來は別記畧備事項完全なるや及適否に就き意見副申相成度

△神社に關する申請又は届書進達の際町村長の副申を要するもの

(用紙美濃野紙)

件名	宛先	副申宛先	具申要件
神社境内地擴張變更申請	知事	郡長	申請書、境内見取圖(擴張區域を示すこと)理由書
縣名制札及制札場建設申請	全	全	申請書、設計書、平面圖、正面圖、境内見取圖、斷面圖、各二通
神饌幣帛料供進指定申請	全	全	祭神、由緒、設備、境内坪數氏子大字別基本財産、現金、貯金、調書申請書二通
神社境内模様替並建物新築、改築	全	全	申請書、境内見取圖、平面圖、斷面圖、正面圖、理由書、工事設計書各二通
修繕許可申請			附、追加豫算申請
神社合祀(合靈移轉)許可申請	全	全	燈籠は台帳登録を要せざるも建設許可申請を要す

合祀、合靈、移轉後建物、地所の處分方法(別紙記載)事由書各二通

境内枯損木(境外)伐採許可申請	知事	全	實地踏査	申請書、事由、境内見取圖(位置を示す)、伐木處分方法償却價格見積書各二通、郡長宛境内枯損木伐採申請に限り一通
神社合祀合靈移轉後仕末終了届	知事	郡長	實地踏査	建物處分方法、土地は所有權、移轉の登記所の謄本一通添付のこと
土地ノ購入賣却許可申請	全	全		時價相當なるや、收益の程度比較、氏子との利害關係、副申書、事由書
社司(社掌)推薦申請	全	郡長		本人の性行、居所との距離、履歷の適否に就き副申書、本人履歷書二通
社司(社掌)兼務推薦申請	全	全		本務其他職務との差支有無、距離適否、年手當等副申書
枯損木賣却代金處分申請	全	全		賣却代金の適否、處分方法の適否、支途の適否に就き副申書
祭日變更申請	郡長	全		變更事由の適否に副申申請書、變更せんとする事由書

(大正六年一月二十日社發第二號町村長宛依命通牒別紙)

注意

以上列記せる外臨時に提出すべきものにして副申を要するものと思料したるときは相當副申の上進達を要す

△神職々印に關する件

左記及通牒候(大正六年二月七日 社發第一二號町村長宛)
從來神社事務に關し神職の使用しつゝある職印區々にして甚しきは事件に依り職印を異にするものも有之且甲乙神社兼務の場合非常に輕視せる取扱ひあるを相認め候に付明治三十年五月本縣告示第五十三號に依り職務上調製すべき書面には職名氏名を彫刻したる左記職印を押捺すべき様御取計相成度

寸法曲尺 方六分

郷(村)社何々
神社々司(掌)
.....印

△神社祭典時間勵行方の件

左記依命及通牒候(大正六年二月七日 社發第一三號町村長宛)
神社に於ける祭典時刻を勵行するは民心の弊風を矯正し自治發展の基礎を爲すものと相認め候然るに近時神社祭典に際し郷社は大に勵行に努めつゝあるも村社に至りては豫定の時刻に執行なきもの往々有之也に及聞候右は一般人心に波及する弊害尠なからず洵に遺憾の義に付自今祈年祭新嘗祭、例祭の大祭典は勿論小祭と雖も嚴正に之を勵行し一般

に徹底すべき様神職と協議の上相當御計意相成度

△神社祭日一覽表 (郷社の部)

祭日	神社所在地	郷社	神社名
四月十一日	豊國村大字豊滿	郷社	豊滿神社
全 十二日	日枝村大字高野瀬	全	天稚彦神社
全 十五日	愛知川町大字沓掛	全	石部神社
全 十五日	全 町大字長野	全	大隴神社
全 十六日	秦川村大字目加田	全	春日神社
全 十六日	日枝村大字吉田	全	愛知神社
全 十八日	稻枝村大字稻里	全	稻村神社
全 二十日	秦川村大字岩倉	全	輕野神社
全 二十日	全 村大字安孫子	全	安孫子神社
全 二十一日	八木莊村大字宮後	全	八木神社
全 二十一日	秦川村大字北蚊野	全	輕野神社
全 二十四日	西押立村大字北菩提寺	全	押立神社

△全

(村社の部)

祭日	所在地	社格	神社名
四月三日	東小椋村大字君ヶ畑	村社	大皇器地租神社
三月七日	箕川	全	八坂神社
四月五日	蛭谷	全	筒井神社
五月三日	政所	全	八幡神社
四月九日	九居瀬	全	八幡神社
四月十日	西小椋村大字小倉	全	豊満神社
四月十日	青山	全	菅原神社
三月十七日	西小椋村大字上岸本	全	菅原神社
三月十七日	妹	全	春日神社
三月二十六日	外	全	菅原神社
四月三日	角井村大字百濟寺	全	白鬚神社
四月三日	平尾	全	北野神社
四月三日	池之尻	全	惠比須神社
四月三日	百濟寺	全	春日神社
四月十日	東押立村大字小八木	全	春日神社
四月十五日	豊椋村大字小田苅	全	八幡神社

祭日	所在地	社格	神社名
一月十九日	池之庄	村社	豊國神社
四月十一日	大清水	全	大山咋命神社
四月十六日	愛知川町大字愛知川	全	八幡神社
四月十七日	中宿	全	河脇神社
四月十七日	稻枝村大字三津	全	勝鳥神社
四月十七日	金田	全	河脇神社
四月十四日	彦富	全	彦留神社
四月十三日	稻村大字下西川	全	日吉神社
四月十三日	上西川	全	日吉神社
四月十三日	田原	全	日吉天満宮
四月二十日	葉枝見村大字普光寺	全	廣瀬神社
四月二十日	本庄	全	久留美神社
四月二十日	田附	全	八幡神社
四月二十日	三ッ谷	全	豊田神社
四月十七日	下稻葉	全	稻葉神社
四月十七日	服部	全	三火光神社

△無格神社調

所在地	社寺名	神社所有	寺院所有	其他
全	今在家	全	八幡神社	
全	中星	全	古戸神社	
全	中星	全	八坂神社	
全	本莊	全	九所神社	
全	柳川	全	稻荷神社	
全	薩摩	全	千鳥神社	
全	甲崎	全	川桁神社	
全	田原	全	八幡神社	
全	稻里	全	稻荷神社	
全	金田	全	稻村神社	
西押立村	下一色	全	押立神社	
△特別保護建造物				
所在地	社寺名	本殿	樓門類	本堂
秦川村	金剛輪寺	—	—	—
西押立村	押立神社	—	—	—
豐國村	豐滿神社	—	—	—

所有者	所在地	名稱	員數	名稱	員數	名稱	員數
秦川村	大行社	繪畫(軸物)	—	書籍(軸物)	—	美術工藝品	—
東押立村	春日神社	—	—	—	—	—	—
百濟寺	角井村大字	絹本着色日	一帖	—	—	紺紙金泥妙	一個
百濟寺	百濟寺	吉三王ノ像	—	—	—	法蓮經入	—
永源寺	高野村	—	—	紙本墨書寂	—	黑漆蒔畫函	—
		室和尚遺誠	—	—	—	—	—

口頭訓示 大正五年二月五日於神職事務打合會

神社會計其他革新方の件

凡そ會計事務たるや一絲亂れず常に整然たらしむるは職にあるもの、銳意企圖せざる可からざるものたるや論を俟たず然るに從來の神社會計に關しては往々粗雜なる豫算若くは決算書を提出し職務を輕視せらるゝの感あり其の都度符箋還付若くは審理書に依り適當の處理をせられつゝありと雖も近時世運の進歩に隨ひ諸般の事務愈々輻湊し敏捷なる處理に出てされば行政の發展を期する不能本日各位の會同を催したるは主として之が刷新を期せんとするの意に外ならず尙諸般の屆書類申請書類若は回答を要する事項に對

し數回の督促を爲さざれば其手續履行なく益々事務をして渾沌たらしむるものあり之等符箋還付若くば照書往復の爲め相當の時日を空過し遂に報告又は回答期日を失し延て事務成績の擧らざるは洵に遺憾とする所なり要するに各位にして誠心誠意微細なる注意を以て決行せらるゝに於ては之が刷新は蓋し易々たるものならんと信ず而して神社の建物新設、改築修繕境内の模様替等に際し知事の許可を経て工事に着手すべき筈なるに既往の實際に徴すれば許可を経ずして工事を爲し事後に於て申請せらるゝが如き職務上甚だ忽緒に付すべからざること往々あり其他神社火防設備の如き將た亦神社境内清掃の如き各位の熱誠なる留意を以て適當の途を講し速に實施せらるべし之れが實行に依りて氏子一般に對し各位の威信を向上せしむるのみならず崇敬の心を層一層強ふするものあらんと確信す各其の細目に至りては胸襟を開きて熟議考慮せられ以て總ての革新を企圖し其の實行を期されんことを望む

提 示 事 項 (大正五年一月二十日 社寺主任書記打合會提出) 年二月五日 神職事務打合會提出

一、神社豫算に關する件

- (イ) 各項の下に附記を脱漏せるものあり各項に無漏記載する事
- (ロ) 増減欄の減は必ず朱記すること
- (ハ) 收益三分の一以上積立計上せるや
- (ニ) 用途指定寄附収入に對する支出は必ず用途指定寄附金支出の款項にて處理する

こと

- (ホ) 郵便貯金利子が元金に對し年額相違せるものあり
- (ヘ) 比較増減の合計は増又は減何れか一方に記載を要す
- (ト) 豫算は毎年二月末日迄に郡長へ提出の上認可を受くべき規定に付遅延せざる様相當留意せらるべし
- (チ) 豫算の計上に關する細目は別紙の如し
- (リ) 豫算に記載するは數字を以てし抹消の場合は朱を以て二線を劃し訂正し認印すること

二、神社豫算追加手續の件

凡そ事業を爲すには相當の經費を計上し追加豫算の認可を受けて之を施行すべき筈なるも往々にして事實は之に反し追加豫算の認可申請なく猥りに事業を遂行して竣功後之を爲すものあり甚だ不都合に付相當注意せられたし尙豫算追加は左記様式に據らるべし

大正 年度收入(支出)追加豫書

第 款	科 目	既 決		追 加		現 在		比 較		備 考
		豫算額	決算額	豫算額	追加額	豫算額	現在額	増	減	

登録年月日番號	名稱	員數	品質形狀寸尺	作者傳來	備考

尙各神社に於ては左記様式に依る備品臺帳を調製せしめ神社備品の現在を明かに記載せらるべし

(用紙美濃)

神社備品臺帳 様式

番號	品目	數量	購求 寄付年月日	廢棄年月日	價格	備考

右二冊簿冊を來る三月十五日迄に各神社に於て完成せしめ其神社名及各完成月日より區別記載町村長を経て三月末日迄に報告せらるべし

四、諸般の報告又は回答期日勵行方の件

各神社社司社掌及氏子總代より提出又は回答すべき書類は從來數回若くは十數回の督促を受ざれば提出せず之れが爲め事務の進捗を妨ぐる事鮮少ならず延て各町村の成績に影響するは洵に遺憾とする所なるを以て本年よりは各位の熱誠なる注意を以て之が刷新を企圖せらるべし

五、神社所有地の賣買變更及有價證券の購入に際し財産臺帳登録方の件

從來之が届出を怠り決算に際し不符合の爲め數回還付照會を要し不都合を生せり將來其都度申請する様相當措置せらるべし

六、神社建物新設改築修繕變更境内の模様替及土地の賣買に關し許可申請の件

神社寺院若くは佛堂の建物新設改築修繕變更境内の模様替の場合は工事着手前に申請許可を受くべきことは明治三十一年九月縣令第六十四號の示す處に有之候處往々にして許可を受けずして漫りに工事に着手し竣功後許可申請を爲すもの有之爲めに其の設備等往々規定に抵觸し甚だ不都合を醸すことあり將來如斯場合は工事着手以前に許可申請を爲すべき様注意を要す

七、神社火防設備に關する件

近來他府縣に於ては往々社務所に於て失火し延て由緒ある建物を烏有に歸したる實例ありて寒心に堪へざるものとす神社火防に關しては大正元年五月二十日庶第七號を以て神職會長へ通牒し爾來各神社に於ては夫々設備ありたるものと認むるも未だ何等の

設備を爲さるるの向あるやに聞ゆ依て適當の時機に於て氏子總代其他と協議せられ最善の方法を講せらるゝ様努められたし

八、神社境内清掃方の件

神社境内清掃方に關しては曾て神職及町村長へも屢々注意せる所なるも常に境内の清潔殆んど實行なく延て崇敬の念を缺くる點なしとせず洵に遺憾とする所なり依て將來は神社所在地の適當のものに清掃の任に當らしめ其の實行を期するは難事にあらずと認む此際相當の途を講じ神社境内の清掃に努められたし

九、記念杉樹愛育保護の件

大正三年一月御歌會記念杉樹は本縣知事より配付せられ各鄉村社に各別植栽せられ漸次成育良好なるも其の實際を視るに竹木の柵を設けず雜草と混同して植栽せし向あるは遺憾とする所なり且記念杉樹たる主旨を記載せる木標を建てざるものありて拜觀者に何等の印象を與へざるは是又遺憾とす如斯神社に於ては此際相當良法を講じて此記念樹を愛育保護すべきことに配意せらるべし

神社會計に關する取扱細則に據る支出科目整理解説

第一款 社費

第一項 神饌品費

神饌用三方、瓶子、銚子、土器臺等類
新調修繕神酒洗米鏡餅魚類海菜野菜果物、粃米、菓子及付屬品等ノ類

第二項 神職俸給
第三項 雇員給

社司社掌ノ俸給又ハ報酬ノ類
雇員ノ俸給又ハ給料ノ類

第四項 諸謝金

神職ニ助勢ヲ依頼セシ場合ノ報酬ハ本項ヨリ支出スルモノトス
祭典等ニ當リ神職ノ助勢ヲ依頼セシ場合、神社略記等編纂依頼セシ場合、繪葉書等圖案調製ヲ依頼セシ場合等ノ謝金ノ類

第五項 備入料

樂人、神子、駕輿丁、雇給料其他臨時雇入人夫賃等ノ類

第六項 旅費

社司社掌氏子總代等ニ社務上旅行ニ要スル費用

第七項 賄費

宿直賄料例祭社事係氏子總代等ノ賄、神輿駕丁等ノ賄類

第八項 神符守札調製費

神符守札調製用諸用紙、水引、木材、金欄、鏡箱印章、判小等及製造人報酬等ノ類

第九項 備品費

御神段類、祭典用神輿御弓矢御太刀類、太鼓、鉦、鉦、面獅子ノ類、高張提灯、提灯、錦旗、御幣眞神祝詞袋、錠、鈴、鍵、鏡臺、棚辛櫃、全覆、樂器、上敷、吳蓆、被服等ノ類
椅子、卓子ノ類、箱類、桶類、時計、火鉢、火箸、炭取、煙草盆、帽子掛、衝立、印章、消火器ノ類

- 第十項 圖書及印刷費
 - 第十一項 筆紙墨文具
 - 第十二項 消耗品費
 - 第十三項 通信運搬費
 - 第十四項 「何々」寄贈金
 - 第十五項 雜費
- 第二款 新築及營繕費
- 第一項 何々新築費
 - 第二項 何々増築費
 - 第三項 何々修繕
 - 第四項 各所修繕

官報諸法規、書籍、新聞、雜誌ノ購入、神社略記
 祭典案内行列記、社頭繪圖、繪葉書、寫真ノ類、
 會計簿冊其他用紙、印刷費
 用紙、封筒、卷紙、厚表紙、繪具、筆、墨、朱肉、硯石、
 硯箱、算盤、錐、小刀、鋏、水入等ノ類
 燈心、茶、神馬、神猿ノ飼養料ノ類
 郵便電信電話料、物品運搬費、荷造用外箱、油紙
 ノ類
 神職會負擔金ノ類
 有價證券保管料、收入印紙代、神馬神猿治療費、
 家屋其他借入料、車馬傭賃、式場、御旅所及休息
 所、設備費ノ類

一ヶ所金拾圓以上ノ修繕費ハ其ノ修繕ヲ要スル個
 所毎ニ區別シ計上スルモノトス
 一ヶ所金拾圓以下ノ小破修繕費ハ末項ニ合算計上
 スヘキモノトス

△神職打合會提示事項

(大正五年八月八日
 神職打合會へ提出)

(一)社寺例規類纂編輯の件

樞要の規則並通牒を知悉するに夙に神職及之等の職務を執るものに必要缺く可からざるを以て之を蒐集し印刷發行せんとする計畫に付ては大體左記各項を印刷せんとするに依り相當援助せられんことを希望す

- 一、樞要の規則及通牒の重要なもの
- 二、指定、未指定、郷村社、社歴、祭神設備等 (本調書は九月十五日迄に無漏提出せられたし)
- 三、指定郷村社一覽表、神社所在地、社格社名祭神資産、神職氏名 (本調書は神職會長より九月十五日迄に提出せられたし)

四、諸申請 様式

五、参考となるべきもの 右印刷冊子は各神社に五部引受けのこと

(二)神職履歷書提出の件

郡役所に設備の爲め必要に付別紙に認め九月二日迄に提出せらるべし

(三)神職旅費支出に關する件

旅費支出區々に涉り不都合に付判任旅費規程を參酌し自今左記に依り支出せられたし

- 一、汽車賃 一哩參錢 船賃 一湊ニ付參錢

- 二、馬車賃 一里貳拾錢 日當 五拾錢
- 三、宿泊料 一日金八拾錢(公務に依り宿泊の場合に限る)

(四)神社境内使用上注意の件

聞くことに依れば他郡に於ては盆踊の爲め神社境内を使用せしむるものある趣なるも右は神社の尊嚴を傷け延て崇敬心に影響する所なしとせず故に本郡内に於ては如斯ことなき様留意せられたし

(五)神社會計簿冊其他整理方の件

數年前に比し神社會計簿冊證憑書類等大に整頓し今や各神社完成に近からんとするに至れり今後大に意を茲に注ぎ常に簿冊の記入收支證憑の整理は其都度之を整し錯誤なきを期せられたし

(六)神職にして居住地を離るゝ場合届出方の件

郷村社々司社掌にして講習會出席又は私事旅行を爲さんとするときは旅行先、用件、日程を記載し事前に届出でらるべし

(七)基本財産明細表提出の件

右は現金(郵便貯金又は何々)公債、債券(公債と債券とを區別すること)土地、建物等に區別し書式は財産整理簿と全一にて來る九月二十日迄に各神社神職より報告せらるべし

右完成と共に決算書の末尾へ公債、債券、番號記入を省略し郡役所に基本財産台帳を設備するに必要に付爾後公債新購入償還其他報告に異動ありたるときは郡長宛報告を要す(但様式は財産整理簿の區別に依る)

神社會計整理に關する注意事項

- 一、決算書、備考記載、事實と支出と符合せざるもの往々あり右等は正確調査し一致すべき様努めらるべし
- 二、知事の許可なく農工銀行へ預金せるものあり右は法令背反に付特に注意を要す
- 三、請求及領收證には内譯を詳記せしむることに注意を要す
- 四、經費出納簿、歳入出内譯簿は年度を區別して編冊するを要す但し一冊を用ひて二三年度に渉るものは一年毎に區別して款項を記載せらるべし
- 五、圓以上の領收證に收入印紙貼付消印なきものあり(但俸給諸謝金の類は之を除く)
- 六、神職會 寄付金支出に領收證添付なきものあり之等は總て添付を要す
- 七、諸謝金にして領收證を徴する能はざるものは各人名金額を明記したる證明書を作成し神職氏子總代連署認印せるものを支拂命令書に添付を要す
- 八、旅費の請求書には出張月日用件行先里程日當を内譯に記載し整理を要す
- 九、歳入出 内譯簿の各款及各項には決算の際末尾に合計を記載せらるべし
- 一〇、帳簿は常に記帳を爲し誤記脱漏なき様注意せられたし、收支の證憑も亦事實收入

又は支出せる都度整理を要す

一一、工事費の如き請求書には之を證すべき明細書を添付せしめらるべし

一二、手元現金は可成之を存置せざる様取計はれたし會計検査に際し其の實際を見るに年度を越へ直に収入ありて手元現金は何等の用を爲さず決算上却て錯誤を生ずることを保せず

一三、収入及支出證憑は半紙型厚表紙を用ひ綴冊せらるべし

十四、収入及出證憑は決算の際款項に區別して各款項毎に半紙を挿入し左の通記載整理を要す

収入證憑の部

第一款

社入總計金 圓 錢也

第一款

第一項 神饌幣帛料總計金 也

以下各款共之ニ準ズ

支出證憑之部

第一款

社費總計金 也

第一款

第一項 神饌品費總計

也

以下各款項共之ニ準ズ

- 一五、收入證憑中賽錢は各祭を區別して證憑を作成し但書に其旨附記し各氏子の寄付金は寄付金額人名を區別せる明細書添付を要す
 - 一六、基本財産台帳不整理のもの往々あり假之現金の部が決算の事實と符合せず或は建物の部記載なきもの或は郵便貯金の部に於て年度末が決算書と一致せざるもの等あり各神社に於ては此際調査し決算の事實と一致すべきことに整理を要す
 - 一七、備品臺帳は品種毎に一枚又は數枚を存して記入し以後廢棄又は購入に際し收入整理し得べき様調製を要す
 - 一八、支出證憑の命令事項欄へは其の款又は項の費目名稱を記載するを要す
- 以上は既往に於て會計検査を執行せる各神社共通の不備事項に付將來各項に注意せられ整理に努められんことを望む
- 検査未だ終了せざる神社は直に整理を了し遺漏なきを期せらるべし 以上

△大正六年四月五日神職打合會提示事項目次

- 一、諸願、申請、届書等に關する件
- 二、祭日祭典時刻勵行方の件
- 三、神社設備完成に關する件
- 四、神職々印に關する件
- 五、氏子總代服裝に關する件
- 六、神社會計事務整理方の件
- 七、神社豫算に關する件
- 八、神社決算書に關する件
- 九、神社に係る諸願申請届の具備要件副申經由に關する件

一、諸願、申請、届書等に關する件

大正五年二月打合會へ提示せし以來即時處行に傾きたるも未だ緩漫と認むる向往々あり將來一層の注意を拂ひ事實の生じたる都度申請届提出を勵行し神社事務の刷新を企圖せらるべし

二、祭日祭典時刻勵行方の件

祭典時間の勵行は民心の弊風を矯正し地方自治發展に資すること尠しとせず近時郡内郷社祭典時刻は殆んど勵行を見るに至れりと雖も未だ統一的に徹底する能はず殊に村社に

至りては甚しく時刻緩漫なる向あるやに聞知せり諸氏は職務上の義務として之が矯正に努力せられ郷社は勿論村社に至る迄必ず之が勵行に努め革正を期せらるべし

三、神社設備完成に關する件

近時祭典の増加せられたると社務の増加せるとに依り指定當時一時的建設設備せる社務所の如きは目下の設備に適合せず一昨年御大典を機とし漸次之等の設備に留意せるも未だ郷社にして村社に比し頗る設備の不完全と認むるものあり殊に祭典を執行する幣殿の設備なく兩中傘下駄を用ひ頗る不體裁を極むる向あり是等は祭典當日天幕の設備を爲す等必要缺く可からざる備品あるに拘はらず或は石燈籠に數百圓を投し或は社標に或は縣名制札に虚飾的設備を爲すに汲々たるありて相當の費を投じつゝあるものゝ如し是等は其の投費の途を誤りたるものあるやに思料す依て神職に於ては適當の留意を爲し是等形式的費用を避け其の設備を完全することを期せらるべし

四、神職々印に關する件

從來神社事務に關し神職の使用しつゝある職印區々にして甚しきは事件に依り職印を異にするものあるを以て明治三十年五月本縣告示第五十三號に基き郡内神職の使用すべき職印を定めたり寸法曲尺方六分にして社司社掌名を印刻し慎重に取扱はるゝを要す(字體はれい書とす)

五、氏子總代服裝に關する件

神社祭典に際し神職を補助して獻饌する場合に於ける氏子總代が往々袴を用ひざるものあり神聖なる神前に奉仕する以上一般の崇敬心に影響する所少しとせず將來は郷村社共如斯ものなき様留意せらるべし

六、神社會計事務整理方の件

神社會計事務は客年検査以來大に整理完全せるものと認むるも最近數ヶ神社に就き検査せるに未だ整理の雜然たるものあり左記事項に對し相當留意の上大正四年度會計書類簿冊の完成せる向は大正五年度分大整理を要す

- (1) 決算書の事實と支出證憑と一致せざるもの往々發見す右等は特に留意し一致せしめらるべし
- (2) 収入支出各證憑を假りに綴冊し表紙を付せざる向往々あり厚表紙を以て綴冊するを要す
- (3) 基本財産に屬する收、支の證憑なきものあり基本財産整理簿現金の部に依り收入、支出の證憑を作り證據となるものは總て添付を要す
- (4) 決算期となりたるときは各款の各項毎に半紙を挿入し客年八月八日神職打合會に提示せる通各總計金額を記載を要す
- (5) 經費出納簿、歳入内譯簿、歳出内譯簿は三ヶ年又は五ヶ年繼續して一冊に綴冊せるは差支なしと雖も年度を異にせる際は必ず用紙を區別し記載を要す

但各款項共全部同年度の分を記載して次年度より紙を區別し記載せらるゝを要す

- (6) 支出請求及領收證中五圓以上にして參錢收入印紙貼付消印なきもの往々あり
(但俸給、諸謝金神職會負擔金の如きは之を除く)
- (7) 基本財産中現金は郵便貯金に預入すべき筈なるに地方の銀行へ預入せるものあり農工銀行と雖も地方長官の許可を受けざる限り不可とす甚しきは一時地方の信用組合へ預入せる向あり右は法令に背及せるものに付該當の向あらば速に正當處理を要す
- (8) 旅費の請求書には出張用件月日出張先を記載すべき筈なる内譯記載なきものあり注意を要す
- (9) 各帳簿は少くも毎月末に記帳し證憑を完成し置くことに將來留意を要す
- (10) 工事費の如きは之を證すべき明細書を添付し證明を要す
- 七、神社豫算に關する件

神社豫算調製に關しては客年二月五日神職打合會に提示せられたるを以て爾來大に面目を改めたりと雖も未だ往々虚構の豫算を編成するものあるやに聞知するは洵に遺憾とする所に付將來は必ず實際と適合せしむる様充分留意を要す

大正六年度豫算認可申請に際し不備の事項を左に列舉せり依て將來一層注意せられんことを切望す

豫算書の部

- (イ) 賽錢が前年豫算と同一なるもの多し前年打合會に於て前年度決算の事實を計上することに注意せることあり初穂料の如きも毎年確定的のものにあらずと信ず之等實際の收入を基礎として計上することに改めらるべし
- (ロ) 社入各項の備考へ説明を脱するものあり
- (ハ) 第二款用途指定寄附金の項の備考へは氏子何某外何名より寄付の見込(又は氏子何百何十名特志寄附)又は(氏子より年度内何月頃寄附社納見込)等説明を要す
- (ニ) 第三款財産收入第一項の備考へ(別紙明細書財産收益三分の二以内繰入金)と記載を要す
- (ホ) 増減欄各項へ記載を脱漏し算出して款の比較に一致せざるものあり、且減は必ず朱記することに注意を要す
- (ヘ) 書損訂正の場合には全部の數字を朱を以て二線を引き右方に訂正し欄外に何字削除何字追加又は何字訂正として證印押捺を要す一字若くは二字のみを訂正するは絶對に不可とす
- (ト) 收益明細書の郵便貯金の部備考は左記内譯を記載し證明せらるべし

例 大正四年度決算現在郵便貯金

全	年度決算剰余金	幾	何
全	年度手元現金の内繰入金	幾	何
全	大正五年度純益三分の一以上	幾	何
全	年度社入金百分の五	幾	何
全	年度基本財産借入金第何回戻入	幾	何
全	年度何々金	幾	何
合	計 金		

- (チ) 全書中公債、債券の部前年に比し増加せる分は購入年月日、額面、登録年月日等備考へ朱書せられたし但台帳訂正又は登録申請を別に郡長宛差出済の向は省略するも差支なし此場合は増加せる債券種類と額面の合計のみ朱記し何百圓券何枚とせられたし
- (リ) 収益明細書中地所収益金の米價時價に比し底價なるときは事由を末尾餘白へ記載せらるべし
- (ヌ) 全書中純益金三分の二繰入金は可成端金を附せず端金は三分の一以上積立金に加算整理せられたし
- (ル) 支出の部第一款社費各項の内譯金額は種類毎に備考へ説明を要す

(オ) 第二款新築及營繕費に於て前年度と項を異にせるものを同一欄に記載せるものあるものは不可とす
前年度豫算にして本年度計上を要せざるものは最終の項へ記載するものとす

- (ワ) 但新築増築なきものは便宜第一項何々所修繕費と訂正するも差支なし
- (カ) 第三款用途指定寄附金各項は種類毎に備考へ内譯金額を記載説明を要す
- (ク) 第四款基本財産積立第一項の備考へ(社入金何百何拾圓の百分の五以上積立)と記載せらるべし

八、神社收支決算書に關する件

決算書に關しては客年二月五日及八月八日神職打合會に於て注意せるに依り爾來大に確實に近づきたりと雖も前年度決算調査の實際に徴すれば其の不備事項尠ならず尙且報告期日を遅くること甚だしきものあり右は處理上差支尠なからざるを以て特に左記各項に留意せられ完全を期せらるべし

決算書の部

- (1) 豫算書の部 (イ)より(ハ)及(チ)より(ル)迄同一に付特に注意の上記載を要す
- (2) 歳入歳出の合計欄と各款の合計が符合せざるもの往々あり比較増減の増と減とを差引し各款の増又は減に一致せるかを檢算し而して合計欄の豫算と決算との差引額と各款の増又は減を差引せるものと一致せるや否やを檢算を要す

- (3) 決算書 収入の部支出の部及収支明細書の部整理記載方に關しては客年五月十二日社發第三五號を以て例規として各町村長及神職會へ通牒し各神社へ通達ありたる筈なるに付右の通牒に依り特に注意し脱漏せざることを期せらるべし
- (4) 氏子崇敬者寄附金を氏子平等に賦課徴收せる神社あり元來収入は氏子任意の寄附に依るべき性質のものにして賦課徴收すべきものにあらず故に之を徴收せるは便宜の方法とす此理由により村等級の例に依り貧富の程度を考察して高底を付すべき筈に付將來如何なる事由あるも平等徴收は絶対に避けらるゝを要す
- (5) 決算に於て豫算額を超過し支出せる神社往々あり右は會計法上不當支出となるを以て必ず豫算額以内に於て整理することに留意を要す
- (6) 有價證券の購入に要したる(登録手数料)の如きは雜費(第一款第十五項)より支出整理を要するものとす
- (7) 第一款支出 社費各項の備考に記載せる内譯金額を檢算せるに往々決算額と符合せざるものあり報告前精細に調査を要す
- (8) 支出第三款用途指定寄附金に繼續事業積立金を計上せるものあり然れども本項に計上するものは其の年度内に消費すべきものに限るを以て如斯繼續事業に屬するものは第五款積立金の款を設け第一項何々建築費積立として計上するか若くば繼續事業何々建築費積立明細書を別に用紙に記載し全部の寄附金完納の時

- に於て豫算に計上せらるべし 但此種の郵便貯金は別途の通帳に記入を要す
- (9) 第二款 新築及營繕費及第三款用途指定寄附金支出にして五拾圓以上百圓未満のものは決算書末尾餘白へ内譯を詳記し百圓以上のものは別紙として工事明細書又は備品購入明細書を附し報告を要す但し五拾圓以下のものは備考欄へ内譯説明にて可然
- (10) 基本財産収支明細書中
地所收益金の米價は時價不相當のもの往々あり米質粗惡の爲特に安き等の事由あるものは其の旨説明を要す
- (11) 經費繰入金は収益 $\frac{5}{100}$ 積立金を除きたる収益合計より租稅公課を差引したる額の三分の二以内なるを要す制限外支出は地方長官の許可を経たる以外は絶対に許さざるものに付特に注意を要す
- (12) 決算書付半紙形の収支明細書添付なきものありき注意を要す尙基本財産収支明細書は同一のものに付符合すべき筈なれば特に調査せらるべし
- (13) 決算書は一、二、三の數字を用ひ何百何十圓と記載するは不可とす尙誤記訂正は朱線を二線引き右方に全部の訂正を爲し且欄外修正又は相當欄外修正認印を要す

九、神社に係る諸願申請届の具備要件副申經由に關する件

神社に關する申請又は願届書進達の場合に於ける各具備要件並副申又は經由を要するもの別表の通りに付之等書類進達に際しては相當留意を要す

神社に關する申請又は届書進達の際町村長の副申を要するもの

件名宛先副申宛先具申要件

神社境内地擴張變更申請 知事郡長 申請書、境内見取圖(擴張區域を示すこと)理由書

縣名制札場建設申請 全 全 申請書、設計書、平面圖、正面圖、境内見取圖、断面圖、各二通

神饌幣帛料供進指定申請 全 全 祭神、由緒、設備、境内坪數、氏子大字別、基本財産、現金、貯金、調書申請書、各二通

神社境内模様替并建物新築改築 全 全 申請書、境内見取圖、平面圖、断面圖、正面圖、理由書、工事設計書各二通

修繕許可申請 附 追加豫算申請

燈籠は台帳登録を要せざるも建設許可申請を要す

神社合祀(合靈移轉)許可申請 全 全 合祀、合靈、移轉後建物、地所の處分方法(別紙記載)事由書各二通

境内枯損木(境外)伐採許可申請 知事 境外は實地踏査 申請書、事由書、境内見取圖(位置を示す)伐採處分方法賣却價格見積書各二通 郡長宛境内枯損木伐採申請に限り一通

神社合祀(合靈移轉)後仕末終了届 知事 實地踏査 建物處分方法、土地は所有權移轉の登記所の謄本一通添付のこと

土地ノ購入賣却許可申請 全 全 時價相當なるや収益の程度比較、氏子との利害關係、副申書、事由書

社司(社掌)推薦申請 全 郡長 本人の性行、居所と距離、履歷の適否に就き副申書、本人履歷書二通

社司(社掌)兼務推薦申請 全 全 本務其他職務との差支有無距離適否年手當等副申書

枯損木賣却代金處分申請 全 全 賣却代金の適否、處分方法の適否、支途の適否に就き副申書

祭日變更申請 郡長 全 變更事由の適否に副申

申請書變更せんとする事由書

(大正六年一月二十日社發第二號町村長宛依命通牒別紙)

注意

- 1 以上列記せる外臨時に提出すべきものにして副申を要するものと思料したるときは相當副申の上進達を要す
- 2 神社收支豫算認可申請並同決算報告書、財産登録申請等は町村長經由を要す

諸願申請書式之部

滋賀縣告示第二百八十九號 大正二年八月十六日
 縣社以下神社及寺院ニ於ケル建造物、有價證券現金等明細帳ニ登錄並訂正ニ關スル申請書ハ左記書式ニ準シ提出ス
 ベシ

△神社寺院所有建物登録申請書

何郡何町村大字何

社格、宗派、何神社、何寺院

種類名稱	建物間尺	建設年月日	境内外ノ區別	事由

右神社若クハ寺院明細帳へ登録相成度此段申請候也

年 月 日

右何神社々司(社掌)若クハ何寺院住職

氏 名 印

右何神社氏子(氏子ナキトキハ崇敬者)若クハ何寺院檀徒(檀徒ナキトキハ信徒)

氏 名 印

氏 名 印

氏 名 印

知事宛

備考 一、申請書ハ正副二通トス以下同シ

一、申請書ノ末尾ニハ相當餘白ヲ存スベシ以下皆同シ

一、神社ニ在テハ建物ノ間尺ハ記載ヲ要セズ

△神社寺院所有建物訂正申請書

何郡何町村大字何

社格、宗派、何神社、何寺院

種類名稱	建物間尺	事由

右墨書ヲ朱書ノ通り神社若クハ寺院明細帳訂正相成度此段申請候也
年 月 日

右何神社々司(社掌)若クハ何寺院住職

氏 名 印

右何神社氏子(氏子ナキトキハ崇敬者)若クハ何寺院檀徒(檀徒ナキトキハ信徒)總代

氏 名 印

知事宛

備考 舊建物ヲ墨書シ新建物ヲ朱書スベシ

△神社、寺院所有々價證券現金登録申請書

何郡町村大字何

社格、宗派、何神社、何寺院

記名無記名等ノ區別	有價證券種類	額	面記	號番	號預	金現	金	事由

右神社若クハ寺院明細帳へ登録相成度此段申請候也

年 月 日

右何神社々司(社掌)若クハ何寺院住職

氏 名 印

右何神社氏子(氏子ナキトキハ崇敬者)若クハ何寺院檀徒(檀徒ナキトキハ信徒)總代

氏名印

知事宛

備考 證券現金等ノ内登録申請ノ要ナキモノハ其欄ヲ削除スベシ

△神社寺院、所有々價證券及現金訂正申請書

何郡町村大字何

社格、宗派、何神社、何寺院

記名無記名等ノ區別	有價證券種類	額	面記	號番	號預	金現	金	事	由

右墨書ヲ朱書ノ通神社若クハ寺院明細帳訂正相成度此段申請候也

年 月 日

右何神社社司(社掌)若クハ何寺院住職

氏名印

右何神社氏子(氏子ナキトキハ崇敬者)若クハ寺院檀徒(檀徒ナキトキハ信徒)總代

氏名印

氏名印

氏名印

知事宛

備考

一 舊證券現金等ヲ墨書シ新規ノ分ヲ朱書スベシ

一 證券現金等ノ内訂正申請ノ要ナキモノハ其欄ヲ削除スベシ

(用紙美濃野紙)

社務所新築(改築)(又ハ増築)申請書

郡何(町村)大字何々

(鄉村)社 何々神社

右神社境内ニ設備セル社務所ハ明治何年何月ノ新築ニシテ(時ノ經過ニ伴ヒ風雨ノ爲自然荒廢甚シク尙且設備不完全ニ付)(室内狹隘ニシテ祭日ニ際シ神職氏子總代神事係等集合ノ場合混雜甚シク加フルニ神饌幣帛供進使參向ノ場合ハ休憩スベキ場所無之)之ガ新築(改築)(又ハ増築)ノ義久シク計劃中ニ有之候處今回愈々協議決定シ新築(改築)(又ハ増築)致度候ニ付御許可相成度別紙圖面並設計書相添ヘ右及申請候也

大正 年 月 日

右 郷(村)社何々神社社司(社掌)

何 某

郡 村大字何々第何番地

氏子總代 何 某

郡 何村大字何々第何番屋敷

滋賀縣知事 宛

添付スベキモノ 設計書二通
側面圖、正面圖、斷面圖、平面圖、境内見取圖各二通
經費收納表、工事着手年月日 竣工年月日

(用紙美濃野紙)

縣名制札並制札場建設ノ義申請書

郡何(町村)大字何々

(郷村)社 何々神社

右神社ハ交通頻繁ナル道路ニ近ク境内ニ車馬ヲ乘入レ及樹木ヲ折ル等常ニ之等ノ事故ヲ生シ境内ノ清潔上及社林愛育上洵ニ憂慮スベキ義ニ付別紙圖面ノ通縣名制札並制札場建設致度候ニ付御許可相成度右及申請候也

大正 年 月 日

(郷村)社何々神社々司(掌)

何 某

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代 何 某

同郡同村同大字第何番屋敷

滋賀縣知事 宛

添付スベキモノ 設計書 二通、境内見取圖二通
正面圖、斷面圖二通、經費收納表二通
工事着手年月日 竣工年月日

(用紙美濃野紙)

神社合祀(合靈移轉)後始末終了届

郡何(町村)大字何々

無格社 何々神社

右ハ 年 月 日 日 教第何號ヲ以テ合祀、(移轉)(合靈)ノ義許可相成候ニ就テハ跡地ノ社殿ハ(之ヲ郷、村社何々神社境内へ移轉シ)取拂ヒ拜殿ハ何々トシ焼却(又ハ何々トシ)處分シ何月何日跡仕末全部終了致候ニ付右及御届候也

大正 年 月 日

元無格社何々神社崇敬者總代

郡何(町村)大字何々第何番地

何 某

同 上

被合祀(移轉)(合靈)

(郷村)社何々神社社司(社掌)

何	某
郡何(町村)大字何々第何番地	何
氏子總代	何
郡何(町村)大字何々第何番屋敷	何
氏子總代	何
郡何(町村)大字何々第何番地	何
氏子總代	何
	某
	某
	某
	某

滋賀縣知事 宛

(用紙美濃罽紙)

土地購入(賣却)許可申請書

何郡 何(町村)大字何々小字何々第何番地
 一畑 何反何畝何歩
 何郡 何(町村)大字何々小字何々第何番地
 一 郡村宅地何反何畝何歩
 右土地ハ(當神社境内ニ接近シ頗ル重要ノ地ニ就テハ所有權者ニ協議ヲ遂ケ別紙見積價格ヲ以テ購入(當神社所有ノ處地質ノ不瓦及位置ノ不便ナルトニ據リ年々收穫極メテ少量ニシテ管理行爲ヲ施スト雖モ收支相償ハズ候ニ付別紙

見積ノ通價格ヲ以テ賣却致度候條御許可相成度右申請候也

大正 年 月 日

郡何(町村)大字何々

郷(村)社何々神社社司(社掌)

何	某
郡何(何村)大字何々第何番地	何
氏子總代	何
郡何(何村)大字何々第何番屋敷	何
氏子總代	何
郡何(何村)大字何々第何番地	何
氏子總代	何
	某
	某
	某
	某

滋賀縣知事 宛

添付スベキ書類購入(賣却)價格見積書二通

平面圖 四隣ノ狀況ヲ記載セルモノ二通

(用紙美濃罽紙)

枯損木伐採申請書

一枯損松
 目通 何尺何寸
 高サ 何丈何尺

郡何(町村)大字何々

郷(村)社何々神社

何 本

一枯 撰杉 目通 何尺何寸
高サ凡何丈何尺

何 本

右境内(境外)ニアル前記ノ樹木ハ何年何月頃ヨリ風害ニテ枝折レ又ハ虫害ノ爲メ漸次枯撰致シ居リ候ニ就テハ此儘拋棄シツ、アレバ一朝暴風ニ遭遇セバ倒樹ノ虞レ有之(附近ニハ何々建設物アリテ撰害ノ程度モ憂慮ニ付)伐採ノ義御許可相成度尙許可ヲ受ケ伐採後ハ(別紙見積書ノ價格ニテ全部賣却)何々修繕用材トシテ全部使用致度候ニ付之ガ處分ノ義併セテ御許容相成度右及申請候也

大正 年 月 日

右郷(町村)社何々神社

社司(社掌)

何 某

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代

何 某

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

氏子總代

何 某

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代

何 某

愛知 郡長 宛

注意 境外枯撰木伐採並ニ處分申請ハ知事宛トス(此分ニ通)伐木代金ヲ全部基本財産ニ繰入ル、場合ハ其旨ヲ記載セバ可ナリ

添付スベキ書類

- 一、場内見取圖、境外枯撰木位置見取圖、各其ノ所在地箇所ヲ示スコト
- 二、伐木賣却見積價格表(商取引人ヨリ之ヲ徴ス)

三、處分方法

(用紙美濃野紙)

枯撰木賣却代金處分申請書

郡何(町村)大字何々

郷(村)社 何々神社

一枯 撰松 目通 何尺何寸
高サ 何丈何尺何寸

何 本

一枯 撰杉 目通 何尺何寸
高サ 何丈何尺

何 本

何月何日付教第何號伐採許可ノ分

右伐木別紙ノ價格ヲ以テ賣却仕度候ニ付御許可相成度尙(賣却代金ハ全部基本財産へ繰入レ)(又ハ賣却代金ノ内三分ノ二以内即チ何圓何拾錢ヲ經常費ニ繰入レ)何々ニ使用致度候ニ付併セテ御許容相成度右及申請候也

大正 年 月 日

右郷(村)社何々神社社司(社掌)

何 某

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代

何 某

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

氏子總代

何 某

郡何(町村)大字何總第何番地

滋賀縣知事宛

- 注意 (1) 境内枯損木ナルトキハ郡長宛トス(知事宛ハ二通)
 (2) 別紙トシテ賣却價格明細書添付ノコト
 (3) 處分方法 明細書

(用紙美濃野紙)

神饌幣帛料供進指定申請書

氏子總代

何 某

郡何(町村)大字何々

郷(村)社 何々神社

右ハ今回基本財産ヲ組織シ維持方法確立仕リ、且ツ境内設備建物モ完備致居リ氏子ノ崇敬殊ニ篤ク候ニ付御詮議ノ上
神饌幣帛料供進ノ義御指定相成度別紙調書相添ヘ右及申請候也

大正 年 月 日

右郷(村)社何々神社社司(社掌)

何 某

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代 何 某

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

氏子總代 何 某

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代 何 某

滋賀縣知事宛

調 査 書

郡何(何村)大字何々
郷(村)社 何々神社

一 祭 神

境	内	、	、	、	、	、	、	、	、
社	社	、	、	、	、	、	、	、	、
祭	神	、	、	、	、	、	、	、	、
緒	神	、	、	、	、	、	、	、	、

一 由

左記該當ノ事項ヲ簡明ニ記載ノコト

- (一) 延喜式内社、六國史所載社及創立年代之ニ準スベキ神社
- (二) 勅祭社、准勅祭社
- (三) 皇室ノ御崇敬アリシ神社(行幸、御幸行啓、奉幣祈願、社殿造營、神封、神領、神寶等ノ寄進アリシ類)
- (四) 武門、武將、國造、國司、藩主、領主ノ崇敬アリシ神社(奉幣祈願、社殿造營、社領等ノ寄進アリシ類)
- (五) 祭神當該地方ニ功績又ハ縁故アリシ神社
- (六) 境内地建物等完備シ相應ノ氏子若クハ崇敬者ヲ有スル神社
- (七) 前記各號ノ外特別由緒アル神社

注意

以上各號中該當スル各號ノ數字ヲ冒頭ニ掲記シテ簡明ニ記述シ二號以上ノ事項ヲ有スルモノハ各別ニ列記ヲ要ス

該當ノ由緒アルヲ認ムルニ足ルベキ徵證類ノ寫拔萃書ヲモ添付ヲ要ス

一 境内地坪數

何百何十坪 官(民)有地第何種

一 建物設備

社 殿	社 殿	拜 殿	神 門	神 輿庫	社 務所	鳥 居	手 洗場	縣名制札場	玉 垣
梁桁行	同	同	同	同	同	柱真々 高サ	梁桁行	同	延長
何程	何程	何程	何程	何程	何程	何間何尺	何程	何程	何間何尺
建坪	同	同	同	同	同	何坪何合	建坪	同	何坪何合
何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合	何坪何合

境内神社 何々神社

社 殿 建坪 何合

同 何々神社 何合

社 殿 建坪 何合

一氏

數字若クハ他町村ニ涉ルトキハ町村大字別氏子戶數ヲ記載シ合計ヲ記入スルコト

一社有財產

田	畑	山林	宅地	原野	保安林
反畝	反畝	反畝	反畝	反畝	反畝
步	步	步	步	步	步
地價	地價	地價	地價	地價	地價
何程	何程	何程	何程	何程	何程
何筆	何筆	何筆	何筆	何筆	何筆

注意 反別、地價ハ總テ合反別合地價ヲ掲記スルコト

有價證券	五百分利公債額面何程	四分利公債額面何程	五百分利公債額面何程	千圓券	百圓券	百圓券	何々債券額面何程	合計額面
何程	何程	何程	何程	何程	何程	何程	何程	何程
何枚	何枚	何枚	何枚	何枚	何枚	何枚	何枚	何枚

注意 有價證券ハ各種毎ニ合計額面ヲ記載シ記名ナルコトヲ表示スルコト

現金 何程 郵便貯金預入

氏子社納金 何程 年 額

注意 氏子中又ハ崇敬者ヨリ社納スル毎年一定ノ收納額ヲ記載スルコト但其ノ出金ノ方法等ヲモ記載ヲ要ス
一最近夕年收支平均額

収入

一金 何程 財産ヨリ生シタル金額

一金 何程 神饌又ハ初穂料

一金 何程 氏子社納金

計 何程 何々

支出

一金 何程 祭典費

一金 何程 神職俸給年額

計 何程 營繕及諸經費

(用紙美濃野紙)

神社合祀許可申請書

(移轉ノ際ハ合祀トアルヲ移轉ト訂正ノコト)

郡何(町村)大字何々

無格社 何々社

右神社義今回崇敬者一同協議ノ上同村大字何々村社(又ハ郷社)何々神社本殿へ合祀(何々神社境内神社トシテ移轉)
ノ議決定致候ニ付願意御許可相成度別紙處分方法相添へ右及申請候也

大正 年 月 日

右無格社何々神社ニ崇敬者總代

郡何(町村)大字何々第何番地

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

郡何(町村)大字何々第何番地

郡何(町村)大字何々

郷(村)社何々神社社司(社掌)

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地

氏子總代

何

某 某 某 某 某 某 某 某

滋賀縣知事宛

添付スベキ書類 建設物土地處分方法(各種類毎ニ處分法ヲ記載スルコト)

拜殿新築(改築)許可申請書

郡何(町村)大字何々

郷(村)社 何々神社

右神社ハ從來拜殿ノ設備無之(右神社從來建設ノ拜殿ハ極メテ狹隘ニシテ)祭典執行ノ際不都合不尠候ニ付今回之ヲ新築(改築)致度候條御許可相成度別紙設計書、工費豫算書、圖面並經費支辨方法相添ヘ右及申請候也

大正 年 月 日

右郷(村)社何々神社社司(社掌)

郡何(町村)大字何々第何番地 何 某

氏子總代 何 某

郡何(町村)大字何々第何番屋敷 何 某

氏子總代 何 某

郡何(町村)大字何々第何番地 何 某

氏子總代 何 某

氏子總代 何 某

滋賀縣知事宛

添付スベキ書類

工事設計書、木材並組立設計書 各二通

檜皮設計書 二通

平面圖、正面圖、斷面圖、基礎石圖、境内見取圖、工費豫算明細書、經費支辨方法 各二通

(用紙美濃紙)

鳥居建設(改築)許可申請書

郡何(町村)大字何々

郷(村)社 何々神社

右神社鳥居ハ(從來建設無之神社崇敬上洵ニ遺憾ニ付今回之ヲ)木造ヲ以テ明治 年 月 建設ノ處時代ノ經過ニ伴ヒ雨露ノ爲自然腐朽致シ候ニ付今回之ヲ改築(新築)致度候條御許可相成度別紙設計書、圖面並經費支辨方法等相添ヘ右及申請候也

大正 年 月 日

右郷(村)社何々神社社司(社掌)

郡何(町村)大字何々第何番地 何 某

氏子總代 何 某

郡何(町村)大字何々第何番屋敷 何 某

氏子總代 何 某

郡何(町村)大字何々第何番地 何 某

氏子總代 何 某

氏子總代 何 某

滋賀縣知事宛

添付スベキ書類

工事設計書、工事仕様書、工費豫算明細書、經費支辨方法、境内見取圖、平面圖、基礎工事表示圖、各二通

注意

社標建設、御手洗所建設(改築)、玉垣建設(改築)等申請ノ場合ト雖モ本申請ノ書式ニ準據シ多少文意ヲ修正シテ申請ヲ要ス

(用紙美濃罫紙)

社司(社掌)推薦書

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

何

某

右ハ本神社社司(社掌)トシテ適任ト相認メ候ニ付御任命相成度別紙履歷書相添ヘ右及推薦候也

大正 年 月 日

郡何(町村)大字何々

郷(村)社何々神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地

何

某

同 第何番屋敷

何

某

同 第何番地

何

某

滋賀縣知事宛

添付スベキ書類

本人履歷書 二通

本人資格性行、明治三十五年七月本縣訓令第四十號ニ依リ町村長可否ノ具申書添付ノコト

(用紙美濃罫紙)

神職兼掌推薦書

郡何(町村)大字何々

郷(村)社何々神社社司(社掌)

外何々神社社掌

何

某

本神社ハ神職欠員中ニ有之候處(村內適當ノ神職無之)前記神職ヲシテ兼掌セシメ度候尤モ適當ノ候補者選出ノ際ハ交代ノ協定濟ニ付當分ノ内 村社何々神社社掌兼務ノ義御採用相成度右及推薦候

大正 年 月 日

郡何(町村)大字何々

郷(村)社何々神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地

何

某

同 第何番屋敷

何

某

同 第何番地

何

某

郡何(町村)大字何々第何番地

郷(村)社何々神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地

何

某

同 大字何々第何番屋敷

何

某

同 大字何々第何番地

何

某

滋賀縣知事宛

添付スベキ書類

町村長ノ意見書即被推薦者居住地ト兼務神社トノ距離、兼務ノ結果支障ノ有無、年報酬ノ適否

朱	朱	
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	明治何年何月何日 地第何何號
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	畑
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	畑
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	畑
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	何年何月何日分割

右朱書之通變更ヲ生シタルニ付不動産登録臺帳變更相成度別紙登記簿ノ謄本(又ハ抄本)添付此段申請候也

大正 年 月 日

右何神社々司(社掌)

氏 名 印

右何神社氏子總代

郡町村大字何々第何番地 氏 名 印

郡町村大字何々第何番地 氏 名 印

郡町村大字何何第何番屋敷 氏 名 印

備考 知事宛

- 一、舊土地ヲ墨書トシ新土地ヲ朱書スベシ
- 一、申請書ハ三通ヲ要ス(一通ハ郡長宛トス)

神社所有土地抹消申請書

何郡(町村)大字何々

社 格 何 神 社

所 在 地	登 録 年 月 日 番 號	地 目	反 別 又 ハ 坪 數	事 由
何郡(町村)大字何々字 何第何番地	何第何何號日	田	何反何畝何步	年 月 日何第何號ヲ以テ許可 ヲ受ケ實却
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	郡村宅地	、、、、、、、、、、、、	年 月 日何第何號ヲ以テ許可 ヲ受ケ何神社へ合併(廢社)
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	畑	、、、、、、、、、、、、	何 々
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	、	、、、、、、、、、、、、	、
、、、、、、、、、、、、	、、、、、、、、、、、、	、	、、、、、、、、、、、、	、

右ハ事由ノ通ニ付不動産登録臺帳抹消相成度別紙登記簿謄本(又ハ抄本)添付此段申請候也

大正 年 月 日

右何神社々司(社掌)

氏 名 印

右何神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名 印

同 氏 名 印

知事宛

同

同

氏名印

備考

一、申請書ハ三通ヲ要ス(一通ハ郡長宛トス)

社殿及工作物登録申請書

郡(町村)大字何々
社格 何神社

名種類	構造	建坪又ハ間數	所在地地目反別	境内外ノ區別	事由
社殿	何々造何材 屋根何葺	幾坪	郡(町村)大字何々字 何第何番地 何反何畝何歩	境内	從來所有
拜殿	〃〃〃〃	〃	〃〃〃〃	〃	從來所有
社務所	〃〃〃〃	〃	〃〃〃〃	〃	從來所有
水屋	〃〃〃〃	〃	〃〃〃〃	〃	何年何月何日何第何號何ヲ以テ建設 許可ヲ受ケタルモノ
鳥居	何造	柱真々間尺 高サ間尺	〃〃〃〃	〃	〃〃〃〃

右不動産登録簿帳へ御登録相成度此段申請候也

大正 年 月 日

建家	何々	幾坪	境外	何々
社造何材屋 根何葺	〃〃〃〃	〃	〃	〃
何年何月何日何第何號ヲ以テ許可 ヲ受ケ買得	〃〃〃〃	〃	〃	〃

右何々社々司(社掌)

氏名印

右何神社氏子總代

氏名印

郡何(町村)大字何々第何番地

氏名印

郡何(町村)大字何々第何番屋敷

氏名印

郡何(町村)大字何々第何番地

氏名印

備考

知事宛

一、社殿其他番號アルトキハ種類名稱ノ下ニ「番號」ノ一欄ヲ設ケ其番號ヲ記入スベシ

一、登記ヲ經タルモノハ登記簿ノ謄本ヲ添付スルハ勿論申請書ハ三通ヲ要ス(一通ハ郡長宛)

一、社殿及工作物ニ係ル變更、抹消ノ申請書モ前二項ニ同シ

社殿(何々)變更申請書

郡(町村)大字何々

社格 何神社

種類名稱	登錄年月日番號	構造	建坪又ハ 間數	事由
社殿	何年何月何日 何第何何號	何々造何材 屋根何葺	幾坪	何年何月何日何第何號ヲ以テ許可ヲ受ケ變更
社殿	何年何月何日 何第何何號	〃〃〃〃	幾坪	何々ニ由リ變更
何々	〃〃〃〃	〃〃〃〃	幾坪	
何々	〃〃〃〃	〃〃〃〃	幾坪	

右朱書之通變更ヲ生シタルニ付不動産登錄臺帳變更相成度此段申請候也

大正 年 月 日

右何神社々司(社掌)

氏 名 印

右何神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名 印
 郡何(町村)大字何々第何番屋敷 氏 名 印
 郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名 印

備考 知事宛

一、舊工作物ヲ墨書シ新工作物ヲ朱書スベシ
 一、申請書ハ三通ヲ要ス(一通ハ郡長宛)

建家(何々)抹消申請書

種類名稱	登錄年月日番號	所在地目反別又ハ 坪數	境内外 ノ區別	事由
建家	何年何月何日 何第何何號	郡(町村)大字何々 字何第何番地 何反何畝何歩	境外	何年何月何日何第何號ヲ以テ許可ヲ受ケ賣却
水屋	〃〃〃〃	〃〃〃〃	境内	何年何月何日何ノ爲メ倒壞(又ハ燒失)
何々	〃〃〃〃	〃〃〃〃	境内	何々

大正 年 月 日

右何神社々司(社掌)

氏 名 印

右何神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名 印
 郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名 印
 郡何(町村)大字何々第何番屋敷 氏 名 印

知事宛
備考

一、申請書ハ三通ヲ要ス(一通ハ郡長宛トス)

神社所有寶物登錄申請書

郡(町村)大字何々

社格 何神社

名稱	員數	品質形狀寸尺	作者傳來	事	由
緣起書	何卷	紙本卷物 縦何尺何寸 横何尺何寸	何某筆	從來所有	
何々ノ畫	何幅	絹本掛物 縦何尺何寸 横何尺何寸	筆者不詳 何某寄附	、 、 、 、	
鏡	何面	銅製何形 徑何尺何寸	作者不詳	何年何月何日何某寄附	
棟札	何枚	繪 縦何尺何寸 横何尺何寸	何某筆	、 、 、 、 、 、 、 、	
何々	何個	、 、 、 、		何年何月何日何第何號ヲ以テ許可ヲ受ケ買得	

右寶物登錄臺帳へ御登錄相成度此段申請候也

大正 年 月 日

右何神社々司(社掌)

氏 名印

右何神社氏子總代

郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名印

郡何(町村)大字何々第何番屋敷 氏 名印

郡何(町村)大字何々第何番地 氏 名印

知事宛
備考

一、卷物、書畫幅等表裝ヲ爲シタルモノハ其表裝ヲ除キ本紙ノミ堅横寸尺ヲ掲グベシ

一、申請書ハ三通ヲ要ス(一通ハ郡長宛トス)寶物ニ係ル變更、抹消申請書亦同シ

神社所有寶物變更申請書

郡(町村)大字何々

社格 何神社

名稱	員數	登錄年月日番號	品質形狀寸尺	作者傳來	事	由
何々ノ畫	何幅	何年何月何日 寶第何何號	絹本掛物 縦何尺何寸 横何尺何寸	筆者不詳 何某寄附		大破ニ付保存ノ爲何年勵月何日額裝ニ改正ス
何々ノ畫	何幅		額裝其他從 前ノ通	、 、 、 、		

		所在地	地目	反別又ハ坪數	境内外ノ區別	事	由

備考 各欄ノ記載方ハ申請書ト同一ニスベシ以下同シ

建築物表示

郡(町村)大字何々

社格 何神社

		種類名稱	構造	建坪又ハ間數	所在地地目反別又ハ坪數	境内外ノ區別	事	由

備考 一、登記ヲ經ザルモノハ必要ナシ

二、申請書ハ總テ字畫ヲ明瞭ニシ數量其他年月日及ビ番號ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ文字ヲ用ユルコト

三、文字ヲ訂正挿入若クハ削除セントスル場合ハ欄外ニ其字數ヲ記載シ何字訂正挿入削除ト記シ印章ヲ

押捺スベシ

社歴附録

花の木と其の由緒

緒言

花の木は愛知郡東押立村大字南花澤及同村大字北花澤に二大樹あり。大字南花澤の分は村社八幡神社境内にあり。老幹亭々として枝葉繁茂し今や世界の靈木と稱せらるゝに至れり。今回愛知郡神職會に於て社歴と例規なる書を編纂發刊せらるゝを機とし廣く此靈木の由緒を普及せんとする微衷を以て請ふて其の由緒の梗概を記述せるものなり。

大正六年六月



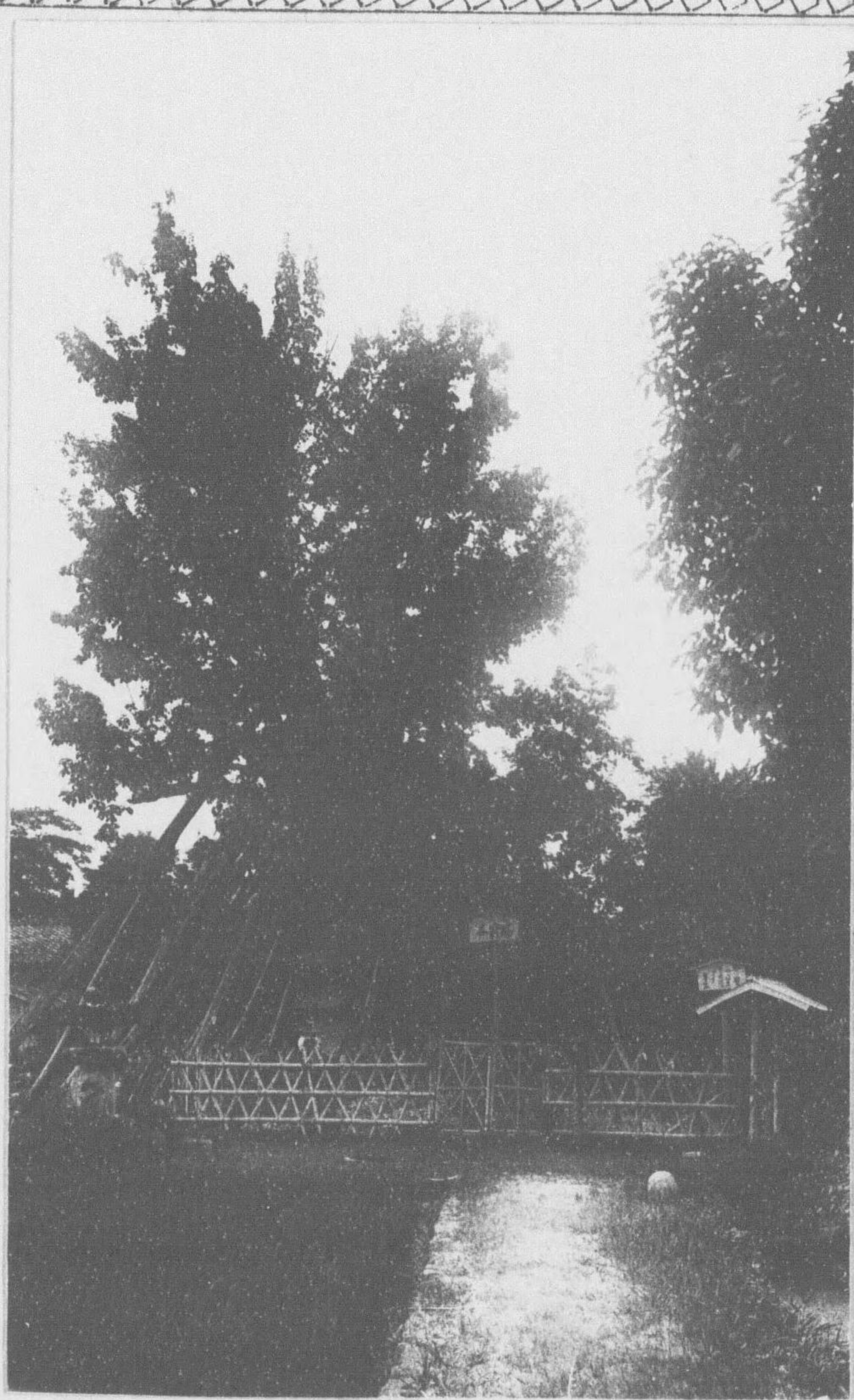
愛知郡南花澤の木の花

『花の木』ノ由緒

花の木ハ近江國愛知郡東押立村大字南花澤及同北花澤ノ二邑ニ各一株宛存在スル絶世ノ奇樹ナリ今之レガ史的傳説ヲ伺フニ往昔聖德太子御年十六歳ニシテ本郡東境ノ一角釋迦山ノ麓ニ百濟寺御創立ノ事アリ其御還啓ニ際シ適々此里ニ休息シ給フヤ御親ラ此靈樹ノ種子ヲ植エサセ給ヒ宣フテ曰ク我ガ弘ムル佛法末世ニ及ビ益々隆盛ニ赴カバ此樹モ亦年々ニ生長シ枝葉繁茂スベシト爾後年ヲ追フテ生育シ枝葉亦漸ク蕃ク遂ニ一大奇木トナルニ至レリ然ルニ世人其名ヲ詳ニセズ只妙相ヲ呈スル紅ノ美花ニ想ヲ寄セテ花の木ト稱シ村號ヲモ亦花澤ト呼ブニ至レリ蓋シ人烟稀ナル地方ニ奇代ノ名木ノ存在セシ所ヨリ斯クハ名ヲ負ヒシモノナルベシ又一ニ樹下洲濱形ノ池ニ栽植セシ杜若ガ後日此里ヲ花澤ト呼ブノ因ヲナセシト云フ傳説アルモコハ地名學上首肯シ得ザル處ナリ

靈樹栽植ノコトアリテヨリ茲ニ一千三百餘年ヲ經過スト雖モ其樹ノ枝葉ハ依然トシテ繁茂シ春ノ彼岸ニ濃紅ナル五瓣ノ妙華ヲ開キ美觀極マリナシ夏季ニ際シテハ表面濃綠裏面灰白色ナル若葉繁茂シ一度薰風ノ扇グ處トナルヤ綠灰ノ濃淡翹翻トシテ織ルガ如ク亂スガ如シ

清涼ノ氣人ヲシテ自ラ襟ヲ正サシム斯クテ盛陽漸ク衰ヘ秋ノ彼岸ノ頃ニ及ビテハ陽春三月ノ紅ニ劣ラザル紅葉ノ美觀ヲ呈スルコト歳次少シモ變ラザレバ時人は偏ニ上宮太子佛



愛知郡北花澤の花の木

法興隆ノ奇瑞濟度利生ノ靈驗ナリト信ズ其他此靈樹ニ對スル里人ノ宗教的信仰ニ到リテハ牢乎トシテ拔クベカラザルモノアリ
 會々明治四十三年九月 東宮殿下ノ御見學トシテ本縣ニ行啓ノコトアルヤ此奇樹ノ樹枝及寫眞ヲ膳所中學校及大津圓滿院ノ御座所ニ於テ台覽ニ供セシニ畏クモ其由來及生地ニ就テ詳細ノ御下問ヲ賜ハリ即座ニ分木獻納ノ台命アリ乃チ村民一同此光榮ニ感激シ種々ノ方法ト諸般ノ手段ヲ講ジ漸ク二株ヲ分木スルコトヲ得シヲ以テ翌年十月十二日東宮御所ニ獻納セリ爾來其名更ニ天下ニ洽ク知名有識ノ士殊ニ學生ノ如キ研究ノ爲メ態々遠隔ノ地ヨリ來觀スルモノ日ニ多キヲ加フルニ到レリ

一般ノ傳説及記事

左ノ記事ハ南花澤村社八幡社ニ納ムル板額ノ文字ナリ（但シ何時ノ頃ヨリカ記事ノ寫シノミアリテ板額ハナカリシガ近頃花の木ニ關係アリト云フ花木半左衛門ノ嘗テ姻戚ナリシ犬上郡東甲良村大字横關陌間角藏方ニ幾代前ヨリカ保存シアリシヲ發見同氏ニ求メテ返納セシメタルモノナリ）

當社八幡宮竝ニ花の木記

情尋當國愛知郡花澤兩村之故實往昔人皇三十二代用明天皇御宇麻戶皇子幸當國上杉連小澤臣二人供奉矣先是太子創建難波四天王寺欲令燒瓦而命曾我馬子大臣令於當國選瓦

土以蒲生郡石崎山麓之土宜作瓦運送難波矣今瓦屋寺及濱野澤者其古跡也太子在彼眺望當東方有高山號釋迦山以此山之生杉木自彫觀音之像竝造立百濟寺功終還洛時路過曠野矣分此地爲南北兩村爲末印證靈木各植一株且又堀洲濱形之小池植杜若名花澤村矣留上杉小澤兩姓爲地主矣此木無識名者而有花無實故俗呼名花の木矣類木古今未曾有也池有南云陽澤有北云陰澤而池水清冷每朝水氣揚空南北相交至今尙然大水不溢旱魃不減矣鄉民有祈雨立驗矣永五戊辰八月兵革起上杉小澤爲祈軍利勸請八幡宮求神助矣臨軍多得勝利自爾以來鎮守花澤村而里民尊崇爲產神矣上杉氏後改姓於花澤仕和州郡山城主本多家藤忠泰朝臣矣小澤某者爲上州館林城主松平越智拾遺清武朝臣之家臣其餘雖後裔多或仕諸家又爲鄉士或鄉民落民間只有名而已元祿年中村長小澤氏古跡之叢中新生花木一株蓋此木古今唯二株而又不生孽矣而今生其家是大可異矣而當國中古羅爭亂兩氏之系譜傳記失事實矣予列兩氏之末裔仕勢州柔名城主松平家源定重公然共不幸而遇負薪之患致仕今歸舊里幸逢治世欲繼絕興廢矣因拋些財修補社頭之破壞且奉納歌仙三十六畫像及爲神供田寄附字松本一個所矣且記野老之口碑掛社頭以傳後人欲令識當社花の木之來由於氏人而已

享保五年龍集庚子季秋日

花澤丹治藤忠通謹記

往昔聖德太子ニ供奉シ來リテ南花澤ニ留マリ地主トナリテ花の木ヲ守護セシト云フ小澤家ノ由緒中ニモ花の木ノ由來ヲ記セルモ前記八幡社ニ納ムル當社八幡宮竝ニ花の木ノ記

ト粗類同ノモノニ付略ス

近江名跡案内記

花の木ハ南北花澤村ニ一株ツ、アリ圓リ二丈餘ノ大木ニシテ奇木ナリ花ハ春咲キ紅色ニシテ山梨ニ似タリ秋ハ紅葉シテ佳觀ナリ何ノ木ト云フヲ知ラズ唯花の木ト云フ往古麻戸皇子ガ百濟寺ヲ創立スルニ當リ自ラ誓フテ曰ク我が建立スル寺後來益々榮ヘントキハ此奇樹益々繁茂シテ春秋二季ノ彼岸ニ必ズ花ヲ開クベシト乃チ箸二本ヲ南北ニ一本宛突キサシ給フ是ヨリ繁茂シテ箸ハ土中ニ入り皮卷ケリト此木實ヲ播クモ生セズ接木ニモ成ラズ實ニ奇木ナリ

淡海木間攪

此里ニ花の木ト云フ異樹アリ凡天下無比類ノ名木ナリ千有餘歲古昔ヨリ今ニ至テ此木ノ名ヲ知ル人ナシ葉ハ桑ニ似テ花ハ梅花ニ似タリ春秋ノ彼岸ニ花咲故ニ昔ヨリ花の木ト唱來ルト云ヒ(或説ニ赤梅檀ト云木ナリト)其根元由緒ヲ尋ヌルニ聖德太子百濟寺ヲ開基マシマシ爰ニ退去シ玉ヒテ曰ク吾佛法繁昌シ百濟寺相續修行退轉セズンバ此木繁茂シテ春秋彼岸ニ花咲匂薫シ榮ユベシト宣ヒテ供御ノ御箸二本兩花澤村ニ一本ツ、土中ニ突立玉ヘバ根葉ヲ生ジテ此樹トナル云々

京華要誌

釋迦山百濟寺ハ聖德太子ノ創立ニテ百濟國僧ノ住持シタルヨリ其ノ號アリ往古ハ三百坊ノ寺院アリシガ屢々沿革ノ末寛永年中本堂再建ノ綸旨ヲ賜リ慶安三年落城ス東谷ニ藥師堂南谷ニ阿彌陀堂圓魔堂西谷ニ阿彌陀堂北谷ニ地藏堂ヨリ西大門ノ前ニハ日吉劍宮アリ東大門ノ前ニハ幡白鬚及ヒ不動堂アリ花の木ト云フ奇株アリ花ハ春ニ開ク紅色ニシテ山梨ニ似タリ秋ハ紅葉シテ佳觀ナリ

淡海錄

花澤花の木愛知郡百濟寺近所大覺寺ノ脇花澤村ニアリ

輿地誌略

異樹ナリ古昔ヨリ其名ヲ云ハズ唯花澤ノ花の木ト云フ春秋ノ彼岸ニ花咲キ夏梢ニテ秋葉落云々

今見ルニ古昔ノ樹中へ折入皮卷テ木立出ス一圍二丈餘ノ大木ナリ花ハ春咲テ赤キ花ナリ山梨ナトニ似ヨリタル木ナリ秋ハ紅葉シ佳觀ナリ實生ニモ生セス繼木ニモ生セス奇木也

黃昏隨筆 (長濱南兮著)

愛知郡ニ花澤ノ花の木ト云フ木アリ汝ハ見タリヤト仰セラレキ里人ハ昔聖德太子初メ植玉フヨシ云ヒ傳フゲニモ古代ノ樹ナル可シ沙羅双樹ト云フ木ナル可シト云フ説モ有リ兮云フ沙羅双樹ハ夏椿ト云フ冬葉落チテ夏茂リ花ヲ開クモノアリ枝花共ニ椿ノ如シ否花の

木ハサヤウニハアラス彼杳竹桃ノ花ノ少シチイサキカ如シ美シキ花ナリ秋紅葉ス木芙蓉
ナランカト云フ説モアリトナリ本草ニハ木芙蓉ヲハナノキト訓ス

宗教的傳説

一、花 相

陽春三月ノ彼岸ニ開花スル靈花ハ濃紅色ニシテ花瓣ハ五重ヨリナル其狀恰モ蓮華ノ如
ク中ニ二十有五莖アルハ是即二十五菩薩ノ表相ナリト云フ其正シク彼岸ニ開花シ二十
有五菩薩ガ蓮花狀ノ五重瓣ニ包擁セラル、ガ如キ花相ハ眞ニ之レ他ニ類例ナキ處ナル
ベシ

二、信仰ト靈驗

聖德太子御親裁ノ靈樹ニシテ末世佛法興隆ノ印證ナリトノ傳説及花相ノ佛教的ナルニ
遠因シ乃至時々發現スル應報的事實ニ近因シテ一般里人ノ本樹ニ對スル信仰ハ極メテ
厚ク之レヲ毀傷セザルハ勿論少シモ觸レ瀆スガ如キコトナシ又此樹ヲ念ズレバ兒女ヲ
安産シ疫疾平癒ノ靈驗アリト信ズ其原因ノ如何ハ暫ク措キ此里閭一般ニ難産少ナク高
齡者ノ多キハ事實ナリ

三、神木ノ崇リ

靈樹ノ枝葉ヲ折取シ又ハ之レヲ毀傷シ或ハ汚瀆スルガ如キコトアラバ崇リ忽チ其人ニ

及ビ災厄忽チ其家ニ到リシトノコト古來其例ニ乏シカラズ今其カ最近一例ヲ示サンニ
去ル明治四十四年ノ十月愛知郡長今井兼寛氏ガ各町村農會代表者ヲ率井實業視察トシ
テ巡廻ノ途次會々南花澤ノ八幡社ニ憩ヒ花の木ノ由來ヲ詳細説明中某村某氏自己ノ洋
傘ニテ同樹ヲ指シ何心ナク批評ヲ加ヘシニ不思議ナル哉該洋傘中ヨリ忽チ火ヲ發シ瞬
ク間ニ燃ヘ盡シタリ此現象ヲ目撃セル一行ノ人々ハ甚ダシク奇異ノ感ニ打タレ何レモ
神木ノ崇リガ餘リニ現實的ナルニ一驚ヲ喫セリト云フ

植物學上ヨリ見タル花の木

牧野富太郎

植物學雜誌第十七卷第百八十三號

明治三十五年五月
二十日轉載

はなのきニ就テ述ブ

はなのきははなかへでノ通稱ナリ而シテ該樹ハ從來學者間ニ在テ甚ダ判然タラサル品種
ニ屬ス即チかへで屬ノ一種ナリ邦書ニ在テハ飯沼慾齋氏著草木圖說木部(未刊)竝ニ伊藤
圭介氏著日本產物誌近江部ニ圖說アリテ其形狀ヲ見ルニ足ルベシ今左ニ之ヲ抄出セン
飯沼氏草木圖說木部卷ノ十二曰ク

花 の 木

江州花澤村ノ一株ヲ以テ其名大ニ高ケレトモ東濃信州等往々自生アリ枝葉對生葉多ク
ハ三尖ニシテ粗鋸齒アリ柄頗ル長クかへでノ葉ヨリハ微ク厚クシテ剛シ春葉ニ先チテ

花アリ四片ノ苞内ヨリ有梗ノ四五花ヲ出ス每窠對生時ニ多ク攢簇ス雌雄異幹ニシテ雌者梗長一寸餘ニシテ下垂ス萼葉ナク花瓣披針狀ニシテ大小不齊大者五或ハ六小者二三或ハ四五ヲ交ニ按雄花十瓣ヲミレバ雌花亦十瓣ヲ正數トスベケレトモ必ズトシガタシ子室平扁ニシテ圓ク更ニ左右ヘ翼狀ニ挺出シ二柱翼狀ニ開クコト恰モカヘデノ雌花ニ於ケルガ如ク又子室ノ兩面ニツイテ假蓋アリ一面ハ三、一面ハ二、合シテ五莖全體莖ヲ併テ惣テ紅紫子室假蓋頭色尤モ深シテ蒂帶暗雄花ハ雌花ニ比スレバ稍小ニシテ扁ナラズ梗短ニシテ纒ニ苞外ニ出デ下垂スルニ至ラズ花瓣鈍披針狀ニシテ大小併テ十瓣頭三十圓シテ内ニ卷キ五莖上ニ延テ葯莢粉ヲ吐ク花形同カラザレドモ色ニ於テハ殆ド一般或云色ニ淺深不同ノ品種アリト余不見

ト又伊藤氏日本產物志近江部ニ曰ク

はな の き 江州

はなかへで、はなかつら、濃あづさぎ同めぐすりのき同あをうり日アセルモンタナ羅

氏第二十三綱第一目自然科目槭樹科ナ開セシニ此樹ニ曾テ米江州愛知郡ニ大樹アリ又濃信等諸州山中

國産ノ暗葉アセルモンタナノ名ヲ記セリ今姑ク之ニ從フ花澤村ニ産ス落葉喬木ニシテ大サ數圍ニ至ル其葉三尖ヲナシ鋸齒アリたうかへでノ葉ヨリハ微シ肥大ニシテ背粉白色對生ス清明ノ頃枝上苞内ヨリ四五梗挺出シ花ヲ著ク新葉未ダ生セザルニ前梢頭花ノミ攢簇シ紅紫色遠望最美ナリ五瓣ニシテ八雄一雌莖花柱ハ岐シテ二柱頭ヲナス實礎ハ二室名一小卵ヲ含ムソノ實ニ二翅アリテ槭樹ノ類ニ同シ濃州惠

那山邊ノ土人此葉ヲ煎ジ眼病ヲ洗フ故ニめぐすりのきノ方言アリト而シテ兩氏ノ說中濃州信州等ニ自生アルガ如ク記セルハ是レ恐クハうりかへで等ノ他ノ品種ヲ混視セルニハアラザルカノ嫌アリ又伊藤氏ノ其異名トシテ收メタルあづさぎ、めぐすりの木及あをうりハ之レ亦同ジク他ノ品種ノ名稱ナラン又「アセルモンタナ」モ亦固ヨリはなのきトハ異リタル一種ニ屬スルニヨリ之レヲ其學名トスルハ固ヨリ正當ニ非ラザルナリはなのきハ近江國愛知郡東押立村大字南花澤竝ニ北花澤ニ各一大樹アリテ村民共ニ神木トシテ之レヲ崇ビ之レニ觸レ又毀傷セズ若シ敢テ之ヲ犯ストキハ大ニ其家ニ崇リテ災ヲ蒙ルト云ヘリ其南花澤ニアルモノハ同地村社八幡宮ノ境内ニ聳立シ目通り圍リ一丈一尺五寸高サ凡六七丈梢頭折レ去レリ而シテ本幹ハ膚褐色ニシテ堅ニ皺鱗アリ而シテ通ジテ枝ヲ生ゼリ亦周圍ノ石垣上ニ竹柵ヲ結ビ村民ノ之レヲ崇ビ恐ル、ノ狀見ユ其北花澤ニアルモノハ人家ノ外ニ在リテ柵ヲ繞ラシ敢テ人ヲシテ近カシメズ該樹ハ本ヨリ二ツニ分レテ出デタルモノナリシガ一方ノモノハ今日タゞ其倒レ枯レタル痕ヲ殘スノミニシテ今ハ只其一方ノ幹ノ存セリ而モ亦西北ニ傾斜シ風ヲ恐ル、ノ風アルヲ以テ數條ノ支柱ヲ建テ之レヲ支ヘタリ其徑凡四尺許リ高サ六七丈モアラシカトモ見エ傳ヘ言フ右ノ樹ハ往古麻戶皇子即チ聖德太子ノ植ラレシモノナリト而シテ今遽ニ其信僞ヲ判明ス可カラズト雖モ然レドモ該樹ノ多數ノ星霜ヲ經タルモノナル事ハ一目シテ之ヲ知ルヲ得ベキナリ曾テ其口碑ニ傳フル事ヲ記シテ前記ノ八幡宮ニ納メシモノアリ

(今ハ該社殿) 其寫ハ南花澤三十六番屋敷花ノ木半左衛門(明治三十五年五月當年七十四歲)ノ宅ニアリ同人ノ家ハ大ニ其八幡宮ニ關係アル家柄ナリシガ今ハ全ク其縁ナキニ至レリ其宅地今ハ蕞爾タリト雖モ元ハ其傍地ヲ併セ有シテ亦麻戸皇子ト關聯スル歴史ヲ有スト聞ケリ其花ノ木等ニ就テノ傳説ヲ記シタル者トハ左ノ如シ此ノモノハ元ト木ノ板面ニ鏤刻セシモノナリト云フ(此ノ木ノ板面ニ鏤刻セシモノトハ前南花澤八幡社ニ納ムル板類ノ文字トシテ記スルヲ以テ此處ニ略ス)

はなのきハ上述南北花澤ノモノヲ其主ナルモノトシテ尙同國愛知川美濃國岐阜及尾張國名古屋ニ亦是ヲ見ルト雖モ其大畧カニ花澤ノモノニ及バス東京ニモ偶々之レヲ見ルト共ニ栽植セラレタルモノニシテ固ヨリ自生ニハアラザルナリ而シテ美濃尾張邊ニハ尙他ニ之レヲ栽エタル場所アラシモ予ハ未ダ之ヲ知ルニ及バザルナリ

此樹ハ雌雄花株ヲ異ニシテ發キ所謂二家花植物ヲ成セリ前記花澤ノ二大樹ハ共ニ雄木ニシテ固ヨリ實ヲ結バズ其他ノ者モ亦大抵同ジク雄樹ニシテ此等ハ挿木接木ノ方法ニヨリテ直接或ハ間接ニ皆恐クハ花澤ノ親木ヨリ出シモノナラン然レドモ尾張ニハ雌木アリ其源果シテ孰レヨリ出シカ假令飯沼伊藤兩氏ノ書ニハ上ニ記スルガ如ク信濃等ノ諸州ニ自生アルコトヲ記スルト雖モ是既ニ上ニ述ベシ如ク蓋シ他ノ品ヲ混視セシナラント想フト同時ニ予ハ本品ハ恐ラク本邦ニ自生ナキヲ信セントス然レバ右雌木ノ出所ヲ孰レニ求ム可キカ予ハ暫其間ニ彷徨セザルヲ得ズ

飯沼氏ノ圖說主トシテ雌花ニ就テ記シ伊藤氏ノ圖說亦然リ花澤ノモノハ二株共ニ雄木ナレバ右兩書ノ資料ハ花澤ノモノニアラザラン而シテ恐クハ名古屋ニ存在セシ雌木ヲ資料トシテ圖說セシナラン當時ハ右兩記者ニ對シテ最モ便宜ヲ有シタル地ニ雌木存在セシナラン然レドモ今日ニ在テハ雄木ハ容易ニ得ベシト雖モ雌木ハ辛フシテ之レニ逢着スルニ過ギザルナリ又名古屋ニ存在セル舊時ノ暗葉即チ嘉永安政頃ニ調製セラレタル標品ノ今現ニ名古屋博物館及同第一中學校ニ藏セル者ノ中ニはなかへでヲ含メリ多クハ花ナクシテ只葉ノミ著キタル小枝ナリト雖モ中ニ一個雌花ノ着タル標品アリ即チ上記名古屋博物館ノ所藏品中ニアリ不幸ニモ產物ノ附記ナシト雖モ恐クハ名古屋カ若クハ其近地ニテ採集セシモノナラン而シテ今日尙雌木ノ同地ニアル(假令寓々之ヲ見ルモ)アリ由之觀是雌木ハ名古屋ヲ中心トシテ存在セシコトヲ概見スルニ足ル可シ今日唯之ヲ解決シタキハ其元ノ出處地ノ何レニアルカニアリ

近日三河ノ某地ニはなかへで(?)ノ自生アルヲ傳聞シ即チ其葉ヲ送致セシメテ之ヲ見シニ是レウリかへでナリシ
泰西ノ學者ハ如何ニ該樹ヲ評記セシカU. Koch氏アリ始メテ本邦ヨリノ標品(伊藤圭介氏ヨリ出ツ)ヲ觀察考查以テ新種トナシ創メテ *Acer Pycnanthum* ノ學名ヲ與ヘタリ今同氏ノ説文ヲ譯記セバ左ノ如シ

葉ハ卵形ニシテ淺裂ヲナシ五淺裂ヲナス淺裂片ハ不齊鋸齒ヲ有シ幼嫩ナルトキハ毛アリ花(雌)ハ葉ニ先チテ出デ小枝頭ニ群簇セル芽ヨリ出ヅ而シテ其頃生ゼル葉芽ハ其花

芽ニ圍マレテ之レガ内部ニ穩在セリ本種ハ *Acer rubrum*. Linn.ト等シト雖モ其花芽ノ小枝頭ニ攢簇スルト其葉底ノ圓形ヲナシテ心臟狀ヲナサルト且嫩葉ニ毛アルトニヨリテ之ト異ナレリ樹非常ニ巨大ニシテ土人ハ之ヲはなのきト呼ベリ枝及ビ小枝ハ灰色ニシテ決シテ赤色ヲ帶ビズ花芽ハ多數ニシテ四乃至六花ヲ出シ小梗ハ狹細ニシテ長ク大抵八分許或ハ之ヨリ長シ花下ニ絲狀ノ苞ヲ備フ萼及ビ花瓣ハ直立シ極メテ赤カシ柱頭ハ二個アリテ長ク全體ニ乳頭粒ヲ有セリ是レ *O. Koch* 氏ノ記文ナリ同氏花芽ノ小枝頭ニ攢簇スルト其葉底ノ心臟形ヲナサルト枝ノ赤色ヲ帶ビザルト等ニヨリテ *Acer rubrum*. Linn.ト異ナリトナセドモ是標品ノ稀少ニシテ博ク見ルノ幸ヲ得ルコト能ハザリシヨリ必ズシモ同氏ノ記セル如キノミニ限ラザルコトヲ見ルニ及バザリシナリ故ニ其 *Acer rubrum*. Linn.ト異ルトシテ擧ゲタル標徴ハ決シテ此はなのき通有ノモノニアラズシテ其花ノ必ズシモ小枝頭ニ攢簇セザルモノ多ク又葉底ノ心臟形ヲ成スモノモ之レアリ而シテ小枝ノ赤色ヲ帶ブルモ鮮ナカラズ故ニ *O. Koch* 氏ノ擧ゲタル點ヲ以テはなのきノ通徴ト做シ由テ之ヲ *Acer rubrum*. Linn.ト區別スルノ標識トナスニ足ラズ

其他諸氏ノ著ヲ見ルニ或ハ混同シテ記シ若クハ誤謬ヲ襲グアリテ要スルニ歐洲ノ地ニアリテハ甚ダ明確ヲ缺ケル所以其標品ノ極メテ稀少ナルニ職由セズンバアラズ予ハ頃日本品ヲ觀察シ幸ヒニ聊カ得ルトコロアリテ左ノ如ク公言スルヲ憚ラジ

Linn. *Acer rubrum*, ハ元來北米太西洋方面地方ノ産ニシテ今日ニ至ルマデ未ダ其他ニ産

スルヲ詳ニセズ固ヨリ亞細亞方面ノ地ニハ之ヲ見ザルナリ而シテ今之レヲ我日本ニ得タルハ甚ダ珍トスルニ足ル而シテ本邦ニ自生スルト云フノ説ハ予ハ未ダ之ヲ信ズベキ憑證ヲ得ズ然レバ唯栽植セルノミトセンカ其樹ノ原ハ何處ニ索ム可キカ彼ノ近江國花澤ノ巨樹ノ如キ少ナクモ五六百年以前ノモノナラン而シテ北米ノ種ノ入り來ル可キ機會未ダ此時ニ生ゼシニハアラザル可シ由之觀是我邦該樹ノ由來ハ茫漠トシテ尙知ルコトヲ得ズ更ニ一段ノ考究ヲ經ザル可カラズ愛知川寶滿寺ニアルハ當地ニ持歸リ挿木セシモノナリト云フ又栗太郡葉山村大字出庭法香寺ニモアリ(由來ヲ知ラズ)共ニ雄木ナリ

花の木ニ關スル雜説及諸記事

中川泉三述(明治四十三年八月草稿)
世界ノ奇樹花の木之記

(前略)東京帝國大學ノ植物學ノ名家牧野富太郎氏ニ面シ春來ノ疑問タル七竈ノ木ヲ問フ氏言下答ヘテ曰ク其木ハ「ナ・カマド」ト訓ミ此膽吹山中ニモ産ス秋ハ紅葉スレドモ性質ハ俗ニイフ「シブトイ」木ニシテ最モ火ニ耐ユル木ナリ七竈ノ樹名アルハ炭竈ニ七度ビ入レザレバ燒カレヌトイフ意ヨリ起レルナラン故ニ雷除ダノ稱アルモ此ク耐火ノ樹ナレバ附會セシモノナラント流石ニ専門家ナリ春來ノ疑問忽チニ晴レ痛快氏ニ感謝セリ其時氏ハ更ニ予ノ爲ニ世界ノ名木花の木ノ事ヲ語ラル

氏先ツ曰ク君曾テ膽吹山案内記ヲ書カル將來又近江國ニ關ル著述ニテモセラレン乎我レ爲ニ近江名物ニシテ世ニ隱レ在ルヲ語リ置カン

近江國愛知郡花澤村ニ花の木ト稱スル奇樹アリ我レ一回行キテ之ヲ見タリ老木ニシテ頗ル奇種ナリ土人傳ヘ言フ古ヘ聖德皇太子百濟寺創立ノ時植ヘラレシ樹ナリト其說ノ正否ハ兎モ角モ其老幹ナルハ正シク上宮太子ヨリノ時代ヲ經タラント思ハル、古樹ナリ此奇樹同郡愛知川町ニモ一株アルモ地方人士ハ別ニ世ノ稀樹ナルコトヲ知ラサルガ如シ我レ吾ガ邦ノ植物ヲ研究スル多年東奔西馳殆ド足跡ノ印セザル國ナシ然レドモ此ノ花の木ト同種ノ樹ハ目下唯尾張國名古屋伊勢國桑名美濃國岐阜并ニ神戸ニ各一株アルヲ發見セシノミニシテ都合我日本國中六株ノ他ニ見ルヲ得サル奇樹ナリ其ノ樹名ヲ察スルニ此カル他ニ類ナキ珍木ニシテ名稱モ無カリシヲ毎年春ニ紅キ花ヲ開キ頗ル美觀ナレバ何時シカ花の木ト云フ名稱ヲ負ハセシ者ナラン花澤村ノ名モ或ハ此木ヨリ出デシニハ非ズヤト思ハル

我レ此稀樹ニツキ探究セント欲シ遠ク海外諸邦ノ植物ヲモ研鑽セシモ全歐羅巴洲ニ一樹モ見ル可カラズ又東洋諸國ニモ今日迄ニハ發見サレズ故ニ我レハ益々此樹ノ研究ヲ進メタリシニ偶近時北亞米利加洲ニ此花の木ト同種ノ樹ガ在ル事ヲ發見セリ然ルニ其ノ亞米利加洲ハ僅ニ四百年前ニ發見サレシ新開國ナリ而シテ全歐洲ニ求ム可カラザル奇樹ナレハ亞米利加開發ノ歐洲人ガ移植セントモ言フ可カラズ畢竟地球ノ東半ニテ我ガ日本ニ數

株アリ西半球ノ亞米利加洲ニ同種ノ樹ヲ得タリト云フ其系統サヘ不可思議ナル奇樹ナリ故ニ此樹ハ獨リ近江國ノ名木ナル而已ナラズ日本ノ名木否世界ノ稀樹ナリ云々ト後數日ヲ經テ近江名跡案内記ヲ繕ケバ左ノ記事アリ聊カ古來ノ傳説ヲ知ルベシ(近江名跡案内記ハ前ニ記スレハ之レヲ略ス)

此說中附會サレシト思ハル、節アレドモ古ヘヨリ奇樹ノ稱アリシハ知ルヲ得ベシ其後久米博士ノ大日本古代史ヲ讀ミシ時日本ノ原人ノ說ニ付キテ圖ラズモ植物學者ノ牧野氏ヨリ聞キシ花の木ノ說ト符合スルアルヲ發見シ拍案快ヲ呼ビテ名家ノ說ハ一言一句ナリトモ漫リニ忘却スベカラザルヲ感ゼリ

古代史ニ曰ク近年人類學ニ於テ古代ノ遺物ニヨリテ原人ノ消息ヲ求メツ、アリ海ニ近キ河流ノ兩岸小高キ岡(地質學ノ洪積層)ニ貝塚ヲ生シ或ハ地名トナリテ存スルモアリ貝塚ハ全國ニ散布シテアル中ニ最モ關東ヨリ東北地方ニ多シト此塚ヲ作りタル食唇人ハ常陸風土記ニ其人長大ト記シアレド貝塚ハ亞米利加洲ニモ存シ彼邦ノ考究ニハ貝塚ヨリ發見シタル物ニ據リテ往古ニ亞細亞ノ北部ヨリ轉徙シ來リタル「コロボツクル」ト云フ短小ナル人種ニテ日本ヘハ樺太千島ヲ經テ轉入シタルモノナルベシト云フ是モ日本原人ノ一種トナス云々

一讀シ來レバ太古ニ原人ガ亞細亞大陸ヨリ出デ、遠ク亞米利加洲ニマデ進徒シタリシガ如シ遮莫亞米利加洲ガ歐洲人ニ發見サレ建國セシハ近キ四百年ノ昔ナレドモ無名島ノ古

へハ幾千年ノ星霜ヲ經タリシヤ知ルベカラズ果シテ然ラバ此ノ花の木ノ同種ガ全歐洲ニ
 ナクシテ亞米利加洲ニテ發見セラレタルモ怪ムニ足ラザル歟而シテ此奇樹ガ日本國中ニ
 於テ國境ヲ接スル近江美濃尾張伊勢ノ四個國ニノミ限ラレテ在ル亦大ニ考究スベキ問題
 ナラン近來新聞紙ノ傳フル處ニ因レバ去ル頃亞米利加洲ニテ土中ヨリ發掘セシ陶器古劍
 類等ガ一千年ノ古色ヲ帶ビ又其形容ガ東洋的ノ物ナリシ云々ト記載サレシヲ見偶々當年
 ノ記憶ヲ追懷セシガ其後一週日餘名古屋市々史編纂長堀田文學士ト會セシニ談偶花の木
 ノ事ニ入り其名古屋市ニ於ケル一株ハ何レノ處ニアリテ又古來ノ傳説等如何ヲ問ヒシニ
 氏ハ名古屋ニ花の木町ハアレドモ如此奇樹ノ傳ヘハ未ダ聞カザル處ナリ蓋シ名古屋城天
 守ノ傍ニ七竈ト云フ珍木アリ此樹ハ古ヘヨリ名木ノ呼稱ヲ以テ市人ノ誇リトスル處ナリ
 云々ト予按スルニ此ノ七竈ノ樹モ柏原ノ舊記ニ見ユル雷除ノ意ヨリ名古屋築城當時天守
 臺上ニ植栽セラレタルナルベシ黃金ノ鐘ハ拋棄セラレテ瓦釜雷鳴スルトハ則チ是歟世界
 ノ稀樹ハ空シク忘レラレテ其所在サヘ分明ナラザルニ天守臺上ノ七竈ハ唯我獨尊ノ盛名
 ヲ存ス地球ノ東半球ニ唯六株ノ稀樹ハ境ヲ接スル江濃美勢ノ四個國ニ限ラレ而モ我近江
 國ニ二株ヲ存ス(中略)彼ノ數株ノ稀樹花の木ガ將來人類學或ハ考古學上ノ參考或ハ證據
 ニ供セラレテ珍重セラル、ニ至ルヤモ知ルベカラズ近時東京市ヨリ我邦ノ名木櫻樹ヲ米
 國ニ贈リテ移植サレタリ古今ヲ對照シテ甚ダ興味アルヲ覺ユ

花の木分木獻上ノ次第

明治四十三年九月 聖上陛下東宮ニ在ラセラル、時御見學ノ爲本縣へ行啓在ラセラレシ
 ヲ好機トシ南花澤ヨリ花の木ノ寫真并ニ樹枝數本ヲ本縣立膳所中學校及大津市ナル圓滿
 院ノ御座所ニ於テ台覽ニ供シ奉リシニ 叡旨ニ適ヒ頗ル御寵覽ノ榮ヲ忝クシ由來ヲ詳シ
 ク聞コシ召サレ直ニ分木獻納ノ旨仰セ出ダサレタリ次デ翌年四月五日 東宮殿下本縣御
 通過ノ際時恰モ開花ノ期節ニシテ爛漫トシテ開花シタリシヲ以テ南花澤ノ花枝一瓶ヲ今
 井郡長米原停車場ニ持參シ御召列車ニテ獻上シタリ
 東宮殿下ノ台命在ラセラレタル分木ニ付キテハ爾來愛知郡農會牧田技手主任トナリ南花
 澤ニ於テ挿木接木寄接壓條等種々ノ方法ニヨリ丹精ヲ凝ラシ又愛知郡農場滋賀縣農事試
 驗場膳所中學校等ニ於テモ諸種ノ手段ヲ盡シテ培養セシニ漸ク南花澤八幡社境内ニ於テ
 二株生育セシカバ其幼木ヲ明治四十四年九月一日愛知郡愛知實業學校ノ校庭ニ移シ生徒
 ノ拾集セシ愛知川原ノ白小砂ヲ盛リシ鉢植トナシ日夜培養ヲ怠ラズ全ク生育セシヲ以テ
 同月十二日愛知郡長ヨリ本縣廳ニ送り 東宮御所へ獻納方ヲ申請セシガ本縣ニ於テハ廳
 前ノ庭園ニ靜置シ十月十二日ニ至リ川島知事持參東上シ 東宮御所へ獻納セシニ誠ニ御
 満足アラセラレ直ニ御床ノ間ニ御陳列アラセラレ畏キ御誕ヲ拜セシ由左ノ電報アリ乃分
 木ノ花の木ハ御採納ノ上九重ノ御園ニ榮ユルノ光榮ヲ忝フセリ

大正三年六月發行
 日本の靈樹花の木由來より
 世界の奇木

大正六年六月二十日印刷
大正六年六月廿五日發行

【非賣品】

滋賀縣愛知神職會事務所

滋賀縣愛知郡日枝村大字高野瀬

發行人 青 山 重 國

滋賀縣愛知郡愛知川町大字石橋

編輯人 三 宅 辨 造

滋賀縣愛知郡愛知川町大字愛知川
第千二百二十番地

印刷人 一 守 傳 平

219
87

終

